

奥出雲町過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

島根県奥出雲町

目 次

1. 基本的な事項	
(1)奥出雲町の概況	1
(2)人口及び産業の推移と動向	11
(3)町行財政の状況	18
(4)地域自立促進の基本方針	21
(5)計画の期間	23
2. 産業の振興	
(1)現況と問題点	24
(2)その対策	34
(3)事業計画	41
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1)現況と問題点	44
(2)その対策	50
(3)事業計画	54
4. 生活環境の整備	
(1)現況と問題点	57
(2)その対策	62
(3)事業計画	64
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)現況と問題点	67
(2)その対策	70
(3)事業計画	72

6. 医療の確保	
(1)現況と問題点	73
(2)その対策	75
(3)事業計画	76
7. 教育の振興	
(1)現況と問題点	77
(2)その対策	81
(3)事業計画	84
8. 地域文化の振興等	
(1)現況と問題点	85
(2)その対策	87
(3)事業計画	88
9. 集落の整備	
(1)現況と問題点	89
(2)その対策	89
(3)事業計画	90
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1)現況と問題点	91
(2)その対策	92
(3)事業計画	93
11. 事業計画（平成 28 年度～32 年度）過疎地域自立促進特別事業分	94

1. 基本的な事項

(1) 奥出雲町の概況

1. 自然的条件

(1) 位置

奥出雲町は、島根県南東部に位置し、南部は広島県庄原市、東部は鳥取県日南町に接している。松江市からは約 43 km の距離にあり、東西 27.2 km、南北 20.9 km、総面積 368.01k m² の町である。

(2) 地形及び土地利用状況

地形的には、中国山地の連なる中山間地域にあり、中央を流れる一級河川斐伊川とその支流の流域に農地が開け、市街地や集落が散在している。

標高は平坦部で概ね 200m から 400m、県境部の高所では 1,200m を超える峰が続き、約 1,000m の標高差がある。

全面積の 83.7% が山林であり、耕地率は僅か 7.2% にすぎない。

(3) 気候

気候は年間の平均気温が 12℃ 前後、年間降水量は 1,800 mm 以下で、夏は比較的過ごし易く、冬は寒さが厳しい山陰の代表的な内陸型気候である。

11 月の中頃から雪が降り始めることもあり、時には 3 月の中旬頃まで降雪がある。

【表】平成 27 年 気象観測所気象データ（観測地：横田観測所）

月	降水量	最大日降水量	最大 1 時間降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	日照時間	最深積雪
単位	mm	mm	mm	℃	℃	℃	m/s	m/s	時間	cm
1 月	214.0	38.0	8.0	1.0	4.9	-2.3	1.4	8.9	56.4	34
2 月	104.5	20.0	3.5	1.3	5.8	-2.0	1.6	8.3	67.8	22
3 月	119.0	25.5	5.0	5.0	11.8	-1.0	1.6	8.9	168.3	21
4 月	158.5	29.5	9.5	11.7	18.5	4.9	1.8	9.1	175.2	0
5 月	73.5	23.5	10.5	16.8	24.3	9.6	1.4	8.4	225.4	0
6 月	191.0	33.5	26.0	19.2	24.6	14.3	1.3	8.0	127.3	0
7 月	93.5	19.0	7.5	23.7	28.3	19.9	1.5	8.0	121.5	0
8 月	223.5	99.5	47.5	23.6	29.4	19.3	1.1	10.0	169.9	0
9 月	177.0	42.0	11.0	18.3	23.4	14.4	1.2	6.9	123.1	0
10 月	51.5	38.0	19.0	12.6	19.7	6.2	1.3	8.0	194.1	0
11 月	170.5	30.0	9.5	10.2	15.1	6.1	1.1	8.6	69.3	8
12 月	168.0	42.0	9.0	4.6	9.3	0.8	1.3	11.9	67.5	19
全年	1,744.5	99.5	47.5	12.3	29.4	-2.3	1.4	11.9	1565.8	34

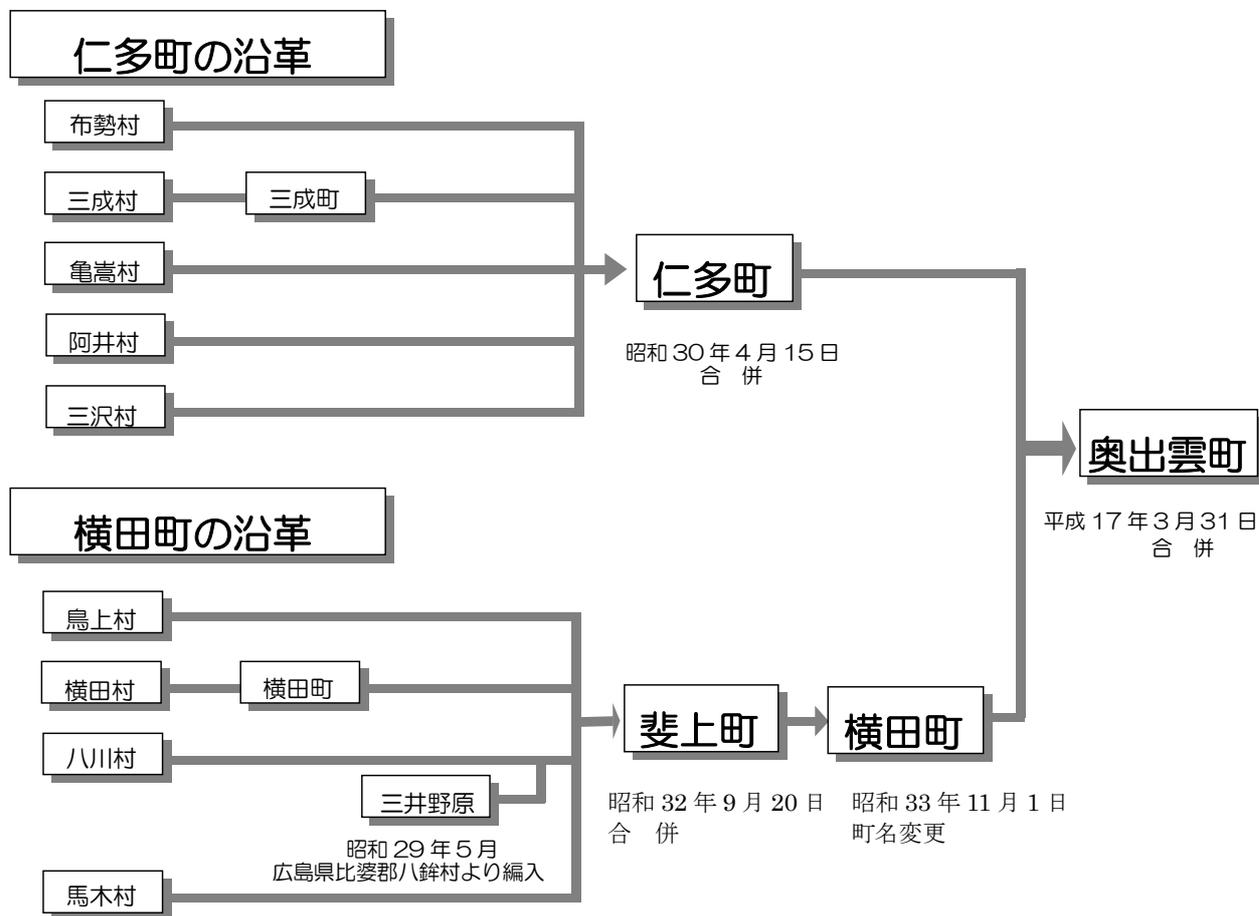
島根県農業気象年報

2. 歴史的条件

(1) 沿革

本地域に古くから存在した数多くの集落は、明治 22 年（1889 年）4 月の市制・町村制の施行により 9 つの村に再編され、その後、昭和 28 年の町村合併促進法の施行によって市町村合併が全国的に進み、昭和 30 年に仁多郡西部の 5 カ町村が合併し仁多町が、昭和 32 年に東部 4 カ町村が合併し横田町が誕生した。そして、平成に入り合併特例法が改正され、平成 15 年 4 月 30 日仁多郡二町法定合併協議会を設置、平成 17 年 3 月 7 日に合併協定に調印し、平成 17 年 3 月 31 日に奥出雲町が誕生した。

■奥出雲町の沿革



(2) 歴史的背景

本町の歴史や文化は、出雲国風土記までさかのぼり、神話（スサノヲ、ヤマタノオロチ、クシナダヒメ等）の世界に登場するなど、多くの神話の舞台という悠久の歴史を持っている。

出雲風土記には鉄の産出として記されるなど、明治の初めまで、わが国有数のたたら製鉄の産地として栄え、出雲地域における一大文化圏を構築してきた。

また、本地域は山陰と山陽を結ぶルート上に位置していることから、中世には数多くの山城が築かれ、幾多の攻防の舞台となった。

その後、わが国の産業構造が大きく変化する中、たたら製鉄は明治以降衰退したが、幕末頃から地場産業として「雲州そろばん」が定着、一方では木炭・木材等の資源開発が進み、「仁多牛」に代表される畜産や米をはじめとする農林業が盛んとなった。

そして近年、戦後久しく途絶えていた「たたら製鉄法」が文化面や学術的見地から復元（昭和 52 年）されるなど、この地に息づいてきた歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりが進められるとともに、地域の特徴ある産業や生活文化、豊かな自然や美しい景観をそのまま観光・交流のための資源とする新たな取り組みが展開されつつある。

一方、旧二町では、カントリーエレベーターの建設、共同出資による奥出雲仁多米（株）の設立など、米を中心とした産業振興の共同の取り組みが行われてきた。また、生活面においては、仁多町横田町広域事務組合によるゴミ処理施設や斎場の運営を行うなど両町の関係は極めて密接なものとなっていた。

そして、平成17年3月31日に仁多郡二町が合併し、「奥出雲町」として発足した。

その後、新町まちづくりの基本理念であった「豊かさ」「潤い」「活力」のある新たなまちづくりをテーマに、主な事業として町内全戸を光ケーブルで接続した最先端のネットワーク網、総務省のICTモデル事業によるテレビ電話とコールセンターを介した高齢者等の安心・安全生活サポート事業、また、学校の大規模改造や耐震化、スポーツ施設の整備、上下水道、町道の改良舗装、町営住宅の改修建設事業等の生活環境の整備が進められてきた。

3. 社会的条件

本町は、雲南広域圏内に位置し、町の中心地から松江市、出雲市へ約 40km、三次市へ 65km、広島市へ 160km の距離にある。社会的、経済的につながりの大きい県都松江市、出雲市への道路も逐次整備されてきた。

(1) 鉄道網

町のほぼ中央を東西に横断してJR木次線が通り、松江まで約 2 時間、広島まで約 4 時間で連絡している。町内には、出雲八代駅、出雲三成駅、亀嵩駅、出雲横田駅、八川駅、出雲坂根

駅、三井野原駅の 7 の駅がある。

三成地域においては出雲三成駅舎の改築と周辺整備が、横田地域では出雲横田駅前広場と出雲坂根駅周辺の整備が図られ、また、JR トロッコ列車の運行など豊かな自然を活かした地域活性化の起爆剤の一つとして、将来にわたる JR 木次線の存続と利用状況の改善を図るなどの施策を進めている。

(2) バス路線網

町内全域で第 3 セクター「奥出雲交通(株)」により運行され、10 路線が運行されている。バス路線網は各地区の中心を通り、安来市方面、広島県庄原市方面、鳥取県日南町生山方面へ連絡しており、広域的運行が図られている。高齢化社会における住民の足として、町の運行補助を受ける廃止路線代替バスとして運行されている。

(3) 道路網

国道 314 号は、平成 4 年に二重ループ橋が開通し、山陽方面への交通の便が大幅に向上し、中国自動車道へのアクセスも 1 時間程度と大幅に短縮された。国道 432 号は、山陽と県都松江市を結ぶ主要な道路として位置付けられており、平成 13 年に県境から三成地内まですべて二車線に改良された。この結果、自動車での移動がスムーズに出来るようになり、交流、観光面で大きく貢献しており、松江市へ約 1 時間、出雲市へは約 50 分となっている。また、中国横断自動車道尾道松江線が平成 27 年 3 月に全線開通したことから、広島市内へは約 2 時間 30 分で通じている。

町内の幹線道路、また集落間を結ぶ道路は、そのほとんどが山間の谷間に沿って整備されており、急カーブや坂道が多く交通条件は必ずしも良好とはいえない。

幹線道路である国道の改良率は 100.0%、県道 66.8%で、生活道路である町道は 61.3%(平成 26 年 4 月 1 日現在、幅員 5.5m 未満も含む)の状況が示すように整備が遅れており、住民生活及び社会経済基盤として一層の整備が必要である。また、町の活性化を図るため、京阪神、瀬戸内、北九州経済圏との経済、文化交流を広域的に推進することが、これからの本町の産業・文化の振興など社会活動に欠くことのできない要件であり、中国横断自動車道尾道松江線に接続するアクセス道路の整備が重要となっている。

4. 経済的条件

本町の産業別純生産額の推移をみると、かつて基幹産業であった第 1 次産業においては、就業人口の減、兼業化の進行、また、米価・畜産物価格の低迷等により総生産額は減少しており、

産業全体に占める割合は平成 24 年度で 7.3%となっている。一部には、椎茸・野菜・果樹などの施設型農業や複合経営が進んでいるものの、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定（TPP）の大筋合意による段階的な関税引き下げなどが見込まれており、交渉次第で農業はもとより地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

今後とも厳しい状況にあり、観光や自然エネルギーなど他産業との連携による振興策が模索されている。

第 2 次産業については、建設業は諸産業の成長に伴う設備投資や公共投資により、比較的順調であったが、公共事業の抑制や経済活動の低迷により厳しい状況にあり、一部の事業所では、農業事業などの新たな分野へ参入の取組みを行っているものの、事業所は減少傾向にある。

また、製造業においては、農村地域工業導入施策による誘致企業の立地などにより工業出荷額は着実に増加し、地域経済に大きく寄与しているが、若者の雇用の場の確保などの課題がある。

第 3 次産業については、小売店や各種サービス業も小規模経営体が多く、情報通信や量販体制、車社会の進展等社会環境の変化により購買力の町外流出やインターネット、メーカー直販システムを利用した購買行動の変化が生じていることから、経営の近代化や商品の差別化、サービス向上による顧客の定着化が課題となっている。一方、観光については、平成 13 年に整備された亀嵩温泉「玉峰山荘」を中心とした町内の観光施設等に山陰・山陽方面から多くの集客がある。

【表】経済活動別町内総生産額の推移

項 目	年 度			構 成 比		
	平成 14 年度	平成 19 年度	平成 24 年度	14 年度	19 年度	24 年度
第 1 次産業	百万円 3,916	百万 2,937	百万円 3,408	% 8.0	% 6.0	% 7.3
(1) 農業	1,885	1,513	2,131	3.9	3.1	4.6
(2) 林業	2,012	1,420	1,275	4.1	2.9	2.7
(3) 水産業	19	4	2	0.0	0.0	0.0
第 2 次産業	15,412	16,252	14,401	31.7	33.1	31.0
(1) 鉱業	914	716	280	1.9	1.5	0.6
(2) 建設業	8,319	6,114	5,384	17.1	12.4	11.6
(3) 製造業	6,179	9,422	8,737	12.7	19.2	18.8
第 3 次産業	20,164	19,280	17,240	41.6	39.3	37.2
(1) 卸売・小売業	3,235	2,194	3,163	6.7	4.5	6.8
(2) 金融・保険不動産業	8,192	8,436	7,542	16.9	17.2	16.3
(3) 運輸・通信業	2,234	2,093	2,108	4.6	4.3	4.5
(4) 電気・ガス水道業	620	499	719	1.3	1.0	1.6
(5) サービス業	5,883	6,058	3,708	12.1	12.3	8.0
政府・対家計民間非営利サービス生産者	10,913	12,145	11,326	22.5	24.7	24.5
(控除) 帰属利子等	△1,890	△1,492	—	△3.8	△3.1	—
町内総生産額	48,513	49,120	46,375	100.0	100.0	100.0
1人当り町民所得	千円 2,253	千円 2,161	千円 2,315	—	—	—
1人当り県民所得	2,506	2,434	2,362	—	—	—

市町村民経済生産統計

5. 奥出雲町における過疎の状況 【主要課題の現状と今後の見通し】

(1) 人口の動向

これまでは、4 次につながる過疎法制定により、生産基盤や生活環境等の整備をはじめとする各般につながる過疎対策を講じたことと、大都市における人口吸収力の減退等により、著しかった本町の減少率は低下してきた。

本町の人口は、昭和 30 年の 28,477 人をピークに減少し、平成 22 年国勢調査では 14,456 人と、55 年間で約 49.2%減少している。

昭和 35 年から昭和 40 年にかけて 12.4%、昭和 40 年から昭和 45 年にかけて 11.2%と、高度経済成長とともに急激な減少を続けたが、その後は減少率が 10%以下となり、昭和 45 年以降昭和 60 年までの各 5 年間の減少率はそれぞれ 7.1%、1.8%、1.8%と鈍化してきた。しかし、単年的にマイナスがあったもののプラスが続いていた自然動態は、未婚者の増加や晩婚化、育児に対する負担感の増大等に起因する出生率の低下から平成に入り自然減社会へと移行し、平

成7年から12年にかけては4.2%、平成12年から17年にかけては5.3%、平成17年から平成22年にかけては8.6%の減少率と年々上昇傾向にある。

平成22年における若者比率（15歳以上～30歳未満）は11.4%、高齢者比率（65歳以上）は36.6%で構造的な若者の流出が続き、少子・高齢化が進行している。今後とも現在の社会経済、地域情勢などから人口の減少と少子・高齢化は続くものと思慮される。

【表】人口の推移と推計

	S30 1955	S35 1960	S40 1965	S45 1970	S50 1975	S55 1980	S60 1985
人 口	28,477	26,820	23,501	20,878	19,398	19,057	18,706
H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	H32 2020	H37 2025
18,100	17,426	16,689	15,812	14,456	13,226	12,077	10,965

国立社会保障・人口問題研究所

【表】若年者（15～29歳）の構成比

項 目	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年
若者数（人）	5,215	3,455	2,712	2,044	2,119	1,980	1,642
構成比（%）	19.4	16.5	14.2	11.3	12.7	12.5	11.4
島根県過疎地平均	20.0	18.1	15.7	13.4	13.9	12.8	11.2
全国過疎地平均	18.9	20.9	18.2	15.0	14.5	13.1	11.5

過疎地域は、平成27年4月1日現在

【表】高齢者（65歳以上）の構成比

項 目	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者数（人）	2,113	2,511	2,962	4,085	5,282	5,419	5,295
構成比（%）	7.9	12.0	15.5	22.6	31.6	34.3	36.6
島根県過疎地平均	8.7	12.4	15.6	21.0	29.0	31.5	33.4
全国過疎地平均	6.7	9.9	13.4	18.7	26.9	30.2	32.8
平均年齢（歳）	30.0	36.3	40.4	44.4	48.6	50.2	52.7

過疎地域は、平成27年4月1日現在

国勢調査

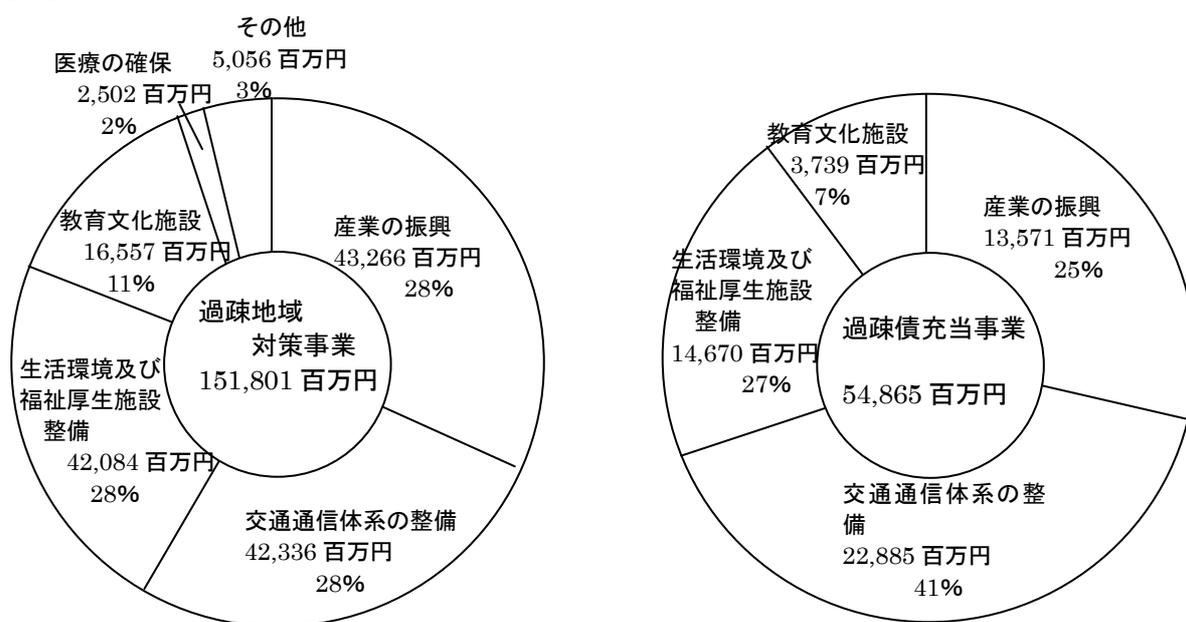
(2) これまでの過疎対策の概要

これまでの過疎対策としては、人口の流出防止を最大課題として、恵まれた自然環境を活かした豊かな地域社会の建設を目標に「魅力ある豊かな住みよい町づくり」を目指して各般にわたる諸施策を展開してきた。その結果として、道路網の整備をはじめ、情報通信、産業、教育、医療、福祉等々の生活基盤や生活環境の施設整備が進み、人口の減少率が低下するなど、過疎対策は大きな成果をもたらした。

ちなみに、昭和45年の旧過疎法立法以来、平成25年度末までに推し進めてきた総合的な過疎対策事業の投資額は、1,518億円（旧仁多町541億円、旧横田町560億円、奥出雲町417億円）に達した。このうち、農業の基盤整備、観光レクリエーション施設整備などの産業基盤の整備が28%、道路を中心とした交通通信体系の整備が28%を占めている。また、過疎対策事業債については、これを財源として実施した対策事業は548億円（旧仁多町232億円、旧横田町76億円、奥出雲町240億円）に及び、過疎地域振興計画に基づく事業全体の3割強となっており、過疎対策の推進に大きな恩恵を受けてきた。

町道の改良率は昭和45年度末の1.8%（旧町平均値）から昭和55年度末に20.0%（旧町平均値）、平成14年度末には57.1%（旧町平均値）に、そして平成20年度末には58.4%に、平成25年度末には61.3%となり、舗装率についても1.1%（旧町平均値）からそれぞれ16.3%（旧町平均値）、61.7%（旧町平均値）、64.5%、69.3%に整備されている。

【表】 過疎対策事業実施状況



(3) 現在の課題と今後の見通し等

本町の過疎化現象は、基本的には昭和 30 年代における日本経済の高度成長に伴って、京阪神を中心とした大都市圏へ人口が流出した転出超過に起因している。

この社会動態においては、昭和 50 年代以降の相次ぐ誘致企業立地の成果が現れ、減少は小幅になっているものの、高学歴社会を背景に若年層を中心に依然流出が続いている。

自然動態においては、全国的に未婚者の増加や晩婚化、育児に対する負担感の増大等から出生率が低下している。さらに本町では、若者の減少により未婚者の増加や晩婚化に拍車をかけ、平成元年以降自然減社会となり、『第二の過疎』を迎えている。

数次にわたる過疎対策事業の実施により、道路を中心とする交通通信体系の整備、公共施設、産業基盤の整備、上下水道施設等基礎的生活環境基盤の整備は着実に進んでいる。しかし、医療、福祉、教育文化の分野では都市部と依然大きな格差があり、加えて、農村特有の生活習慣や社会的行事への出役等も現存しており、若者が志向する都市的生活環境の利便性に欠けている現状にあり、何よりもこの対策が求められている。

このような構造的な若者流出に歯止めをかけ、地域の活力を回復させるためには、若者を中心とする定住対策を急がなければならない。

若者定住を推進するためには、まず、そこに生活している若者を活かす地域づくりと地域特性のあるまちづくりや都市的生活環境の整備はもとより、雇用の場の確保が最も重要であり、より優良な就業機会の確保のため、産業の振興が極めて重要である。

一方、高速交通網の整備による生活圏の拡大、価値観の変化に伴う居住地選考の多様化により、徐々にではあるがU I ターン現象もみられるようになっており、交流人口の拡大による地域経済への影響も年々増大している。加えて、横田高校の卒業生の4分の3が進学する時代となっていることから、進学を受け皿となる高等教育機関の充実を促進することも大切である。

今後、ますます余暇時間が増大し、生活様式が大きく変化していくものと予測されるため、地域の自然、歴史、文化等あらゆる地域資源を最大限に活用した『定住と交流』、『ハードとソフト』のバランスのとれた『魅力ある地域』づくりを進めていくものとする。

さらには、これら施策の事業効果、投資効率を一層高めていくため、既存施設の有機的な連携、また、近隣町村との適切な役割分担による『広域的手法』を積極的に展開していく必要がある。

そのためには、平成 17 年 3 月の合併時に策定した「新町建設計画」を発展的に見直し、平成 22 年度に策定した「総合計画」、平成 27 年度に策定した「総合戦略」との整合を図りなが

ら、地域の主体性と自己責任に基づく、自立できる、一人ひとりがより幸せに暮らせる町づくりを進める。

6. 産業構造の変化等社会経済発展の方向の概要

産業別就業人口の推移からもわかるように、昭和 35 年 12 月に発表された「国民所得倍増計画」を契機に、日本経済は重化学工業による輸出貿易立国として高度経済成長時代に入った。そして、都市への人口集中により農村部は過疎化が進み生産活動の停滞が顕著になるなど、農林業主体の第 1 次産業は相対的に生産性が低下し、都市と農村に産業間格差が生ずるところとなった。

本町の産業構造についてみると、昭和 45 年の町内総生産額は 69 億円強であったが、平成 24 年には 463 億円に達している。産業別には、農林業の不振から第 1 次産業が大きく後退し、誘致企業の立地等に伴う商工業振興により第 2 次、第 3 次産業の占める割合が高まりつつある。

これら産業の高次化による産業構造の変化は今後も続くことが予測される。しかしながら、農家数は減少したものの全体では依然として多くを占め、農林業への依存度が高く、基幹産業としての位置付けに変わりなく、農林業の第 6 次産業化を含め、今後も積極的な振興を図っていかなければならない。

従来より企業誘致には積極的に取り組んでおり、今後も当町の雇用増大、産業の振興に資する優良企業の誘致を進めるほか、閉鎖された工場の敷地・施設等の再活用を行い、新規企業の誘致を推し進めていくことが必要である。

また、伝統的な産業として、算盤、木工、作刀などの地場産業があり、高い技術力を身につけた人材が豊富に存在しており「質」に対する消費者の関心が高まる中、これらの技術と人材を生かし異業種交流による新しい産業の創出も必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1. 人口

(1) 高齢化する人口構造と出生率の低下

本町の人口は昭和 30 年の 28,477 人をピークに減少し、平成 22 年度で 14,456 人と 55 年間で 49.2%減少している。特に高度成長期における昭和 35 年から 45 年までの 10 年間では、約 22%もの“急激な人口減少”を引き起こし、過疎法の地域指定を受けるに至った。その後も“著しい人口減少”傾向が続いたが、昭和 50 年代以降社会動態による減が低下し人口減少率は鈍化してきた。しかし、出生率の低下から平成に入り自然減社会へと移行し、再び人口減少率は増加傾向にある。

出生率の低下と新規学卒者の県外流出に伴い高齢化が急速に進展しており、平成 22 年度における高齢者比率は 36.6%となり、島根県平均 29.1%、全国平均 23.0%を大きく上回っている。今後とも過疎化の現象は進行すると予想される。一方、0～14 歳の年少人口の減少率は平成 22 年度で 21.6%と突出しており、いわゆる出生率の低下が将来の本町の基盤をゆるがしかねない問題として危惧されている。

今後、更に、住民の経済力を高めるとともに、本町の恵まれた自然環境を守りながら、地域の特性を生かし、新しい雇用の場の確保と若者が定住する環境づくりを進める戦略的かつ重点的な事業展開を図ることによって、近い将来、過疎化に歯止めが掛かるものと期待している。

(2) 世帯の動向

本町における過疎化は、石見部のような挙家離村型ではなく、世帯員の一部転出と少子化に起因したものであり、人口減少に対して世帯数はほぼ横ばいに推移している。また、一世帯当りの人数は、平成 22 年度国勢調査の全国平均 2.47 人、島根県平均 2.74 人を上回り 3.11 人となっているが、核家族化の進行がうかがえる。

一般世帯 4,647 世帯のうち、65 歳以上の高齢者のいる世帯は 3,283 世帯と 70.6%を占め、高齢者のみの世帯は 1,112 世帯を数える。さらに、高齢者単身世帯は 504 世帯となっており、今後も増加することが予想されるため、在宅福祉を中心とする老人福祉問題や集落機能維持への的確な対応が迫られている。

(3) 就業人口の動向

昭和 55 年の就業人口は 11,069 人であったが、平成 22 年には 7,578 人と 68.5%に減少して

いる。特に第1次産業においては、社会構造の変化から農林業の衰退を反映して昭和55年の4,292人から平成22年には1,689人に減少し、就業人口に占める割合も38.8%から22.3%へ大きく後退している。

一方、第2次産業は、従業員数をみると公共投資に支えられた建設業や誘致企業の進出による製造業で、景気の影響などがあるものの増加傾向にある。

第3次産業においては、サービス業において就業者数が増えており、就業人口に占める割合は29.8%から45.2%と伸び、第1位を占めるようになった。

こうした産業の高次化は今後も進展するものと予測される。

【表】産業別就業者数の推移

(単位：人、%)

区 分	昭和55年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第1次産業	4,292	38.8	2,937	29.1	2,543	26.2	1,760	19.9	1,785	21.9	1,689	22.3
第2次産業	3,464	31.3	3,694	36.6	3,462	35.6	3,274	37.0	2,599	31.8	2,461	32.5
第3次産業	3,297	29.8	3,455	34.3	3,716	38.2	3,818	43.1	3,779	46.2	3,428	45.2
分類不能等	16	0.1	4	0.0	1	0.0	0	0.0	11	0.1	0	0.0
合 計	11,069	100.0	10,090	100.0	9,722	100.0	8,852	100.0	8,174	100.0	7,578	100.0

2. 産業

本町の産業別総生産額の推移をみると、かつて基幹産業であった第1次産業においては、就業人口の減、兼業化の進行、農畜産物価格の低迷などにより総生産額は減少しており、産業全体に占める割合は平成24年度で7.3%まで低下してきている。

一方、第2次及び第3次産業は順調な伸びを示してきたが、平成9年には第2次産業においては生産額も構成比も減少に転じ、第3次産業が第1位を占めている。これは、経済不況による消費低迷や公共投資の削減による影響が考えられる。

今後は、経済危機等による景気の後退、急速な円高の進行による国際競争力の低下、農産物の輸入自由化などに加え、ますます高齢化社会へと進展し、出生率の低下と相まって若年労働力人口の減少が強まっていくことが予想されるなど、地域産業を取り巻く環境は悪化していくものと予測される。

本町の産業は総じてその高次化が遅れているため、第1次、第2次、第3次産業を通じた技術力の向上や産業の複合化・融合化等を促進するとともに、企業体質の強化を図り、高付加価値化と生産性向上を進めることが強く求められている。

(1) 第1次産業

本町の農業は水稻を基幹作物として主な産業の一つであるが、専業農家は僅か14.7%である。横田地域では、昭和51年から造成工事の始まった国営農地開発事業が、20年の歳月を経て、平成8年に事業完了し、375haの造成面積のうち植栽可能面積272haが加わるなど、経営規模の拡大と低コスト化、果樹、野菜等との複合経営化に向けての各種基盤整備事業や構造改善事業が積極的に取り組まれている。また、仁多地域では、菌床椎茸栽培が定着しており、人口定住の重点施策として位置付けられている。

一方、兼業農家率が85.3%を占めるように農業所得に対する依存度は逐年低下してきており、農業後継者不足と高齢化が一段と強く現れてきている現状にある。このため、今後は地域営農組織の法人化など強化、育成を図りながら地域農業経営システムの再構築を進めることが必要とされる。

また、農畜産物の輸入自由化やTPP（環太平洋連携協定）による関税引き下げ、安心安全な食糧の確保、健康重視を求める消費動向に対した的確な対応が必要であり、地域特産物に加え、高付加価値化による新たな特産物の開発と生産から販売までの地域一貫経営体制の確立を目指し、地域における雇用機会の創出をも合わせて総合的な農業振興を推進していく。

林業については、健全な森林の維持・造成という観点から、特に（スギ・ヒノキ等の）人工林において、間伐など保育作業の適切な実施が重要である。森林作業従事者は、概ね横ばいの状況であるが、伐期の到来した森林が多数存在し「伐って、使って、植えて、育てる」の循環型林業を形成するため、林業就業者の一層の確保が急務である。また、水源かん養や国土の保全といった公益的機能や環境保全、木質バイオマスなどの新エネルギーの面からも森林の重要性は高まっている。一方、レクリエーションや森林浴といった観光面を含め多面的活用を図ることも必要である。

(2) 第2次産業

建設鉱業部門は農業の生産基盤整備や一般公共土木工事など公共投資に支えられ順調に推移してきたが、近年公共事業費の縮減により減少している。これまで、農業基盤整備、国道の改修、公共施設の再配置など大型プロジェクト事業を推進してきたが、今後は県間や町村間を

結ぶ広域的な幹線道路の整備、都市計画事業、公共下水道・農業集落排水、河川整備・治山砂防関係事業や土地改良事業、学校耐震化や公共施設の統廃合・複合化、長寿命化事業を重点施策に位置付け、公共事業の安定的確保を図る必要がある。

製造業においては、独自の技術や開発力といった企業の努力もあり順調に推移していたが、経済の停滞により減少している。

経済のグローバル化や日本全体が抱える製造業の空洞化は、それぞれの工場に大きな影響を与えている。同時に新たな企業の誘致はきわめて厳しい状況となっている。

その中であって、すでに稼働している工場の実体を適切に把握し、それぞれの企業の規模拡大につながるバックアップ体制の強化が求められている。併せて、閉鎖された工場等の敷地・施設の再活用により新規企業の誘致や既存企業の規模拡大支援を推し進めていく必要がある。

また、地方企業にあっても独自の素材開発等高い技術レベルにあるものもある。それぞれの企業の情報交換を密にし、異業種の交流の中から新たな企業同士の協力関係や雇用を生み出す場に対しての積極的支援が求められている。そろばん、木工といった地場産業にあっては、協業化やグループ化が進められているが、技術の高度化や消費者ニーズの多様化に対応できる人材の育成を図りながら、物づくりの風土や地域イメージを活用し、時流にあった競争力のある製品を積極的に開発していく必要がある。

さらに高度化する情報社会にあって、高度情報基盤の整備、強化は必須であり、中小、零細を問わず地方に立地する企業にとって課題となっている。

(3) 第3次産業

商業サービス部門については、JAマーケットやショッピングセンター等の民間活力が大部分を占めているが、大規模小売店舗法の改正により近隣に郊外型の大型量販店の進出が相次ぎ、購買力の町外流出が続いている。また、横田地域では、ショッピングセンターが国道沿いへ新築移転したことやホームセンター、ドラッグストアの出店に伴い、市街地における商店街の空洞化の問題があり、都市計画事業や各種イベントなどに合わせ官民一体となった商店街の活性化や新たなゾーニングを図る必要がある。

観光面では国道314号及び432号の整備、それぞれ文化的な観光施設の整備により入り込み客は一定の伸びを示してきた。しかし、名所観光型のツアー客が減少する中、新たな取組みとして奥出雲の魅力をPRする観光資源の整備などハード・ソフトの両面で本町の特色を引き出し、一体的な取組みを行う必要がある。

また、小グループによるテーマを持った観光、農村体験・自然体験型観光、さらに中高年者の登山も盛んである。そこで、地域の特徴や方向性を明確にした上で、これまでに整備した施設の機能をそれぞれが高めていくことや自然を生かした取り組みを目指すことが必要である。

表－１（１） 人口の推移（国勢調査）

区 分		昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年
総 数	実 数（人）	26,820	23,501	20,878	19,398	19,057
	増減率（％）	—	△ 12.4	△ 11.2	△ 7.1	△ 1.8
0～14 歳	実 数（人）	9,539	7,129	5,084	4,200	3,864
	増減率（％）	—	△ 25.3	△ 28.7	△ 17.4	△ 8.0
15～64 歳	実 数（人）	15,168	14,062	13,283	12,562	12,231
	増減率（％）	—	△ 7.3	△ 5.5	△ 5.4	△ 2.6
	15～29 歳（人）	5,215	4,045	3,455	3,061	2,712
	増減率（％）	—	△ 22.4	△ 14.6	△ 11.4	△ 11.4
65 歳以上	実 数（人）	2,113	2,310	2,511	2,636	2,962
	増減率（％）	—	9.3	8.7	5.0	12.4
若年者比率（％）		19.4	17.2	16.5	15.8	14.2
高齢者比率（％）		7.9	9.8	12.0	13.6	15.5

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総 数	実 数（人）	18,706	18,100	17,426	16,689	15,812
	増減率（％）	△ 1.8	△ 3.2	△ 3.7	△ 4.2	△ 5.3
0～14 歳	実 数（人）	3,669	3,271	2,889	2,420	2,037
	増減率（％）	△ 5.0	△ 10.8	△ 11.7	△ 16.2	△ 15.8
15～64 歳	実 数（人）	11,664	10,740	9,794	8,987	8,356
	増減率（％）	△ 4.6	△ 7.9	△ 8.8	△ 8.2	△ 7.0
	15～29 歳（人）	2,271	2,044	2,029	2,119	1,980
	増減率（％）	△ 16.3	△ 10.0	△ 0.7	4.4	△ 6.6
65 歳以上	実 数（人）	3,373	4,085	4,743	5,282	5,419
	増減率（％）	13.9	21.1	16.1	11.4	2.6

若年者比率 (%)		19.4	12.1	11.3	11.6	12.5
高齢者比率 (%)		18.0	22.6	27.2	31.6	34.3
区 分		平成 22 年				
総 数	実 数 (人)	14,456				
	増減率 (%)	△8.6				
0~14 歳	実 数 (人)	1,598				
	増減率 (%)	△21.6				
15~64 歳	実 数 (人)	7,563				
	増減率 (%)	△9.5				
	15~29 歳 (人)	1,642				
	増減率 (%)	△17.1				
65 歳以上	実 数 (人)	5,295				
	増減率 (%)	△2.3				
若年者比率 (%)		11.6				
高齢者比率 (%)		36.6				

表－ 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	16,274	—	14,984	—	△ 8.1	13,710	—	△8.5
男	7,819	48.0	7,200	48.2	△ 7.9	6,575	48.0	△8.7
女	8,455	52.0	7,748	51.8	△ 8.4	7,135	52.0	△7.9

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	13,909 人	—	△7.2%	13,635 人	—	△2.0%	
男 (外国人住民除く)	6,732	48.4%	△6.5	6,566	48.2%	△2.5	
女 (外国人住民除く)	7,177	51.6%	△7.4	7,069	51.8%	△1.5	
参 考	男 (外国人住民)	9	11.0	—	9	12.0	0
	女 (外国人住民)	73	89.0	—	66	88.0	△9.6

表－１（３）産業別人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 13,654	人 12,118	% △ 11.2	人 12,252	% 1.1	人 11,221	% △ 8.4	人 11,069	% △ 1.4
第 一 次 就業人口比率	% 64.8	% 61.6	—	% 57.9	—	% 47.9	—	% 38.8	—
第 二 次 就業人口比率	% 11.8	% 12.9	—	% 16.5	—	% 25.5	—	% 31.3	—
第 三 次 就業人口比率	% 23.4	% 25.5	—	% 25.6	—	% 26.6	—	% 29.9	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 10,587	% △ 4.4	人 10,090	% △ 4.7	人 9,722	% △ 3.6	人 8,852	% △ 8.4	人 8,174	% △ 7.7	
第 一 次 就業人口比率	% 34.4	—	% 29.1	—	% 26.2	—	% 19.9	—	% 21.9	—	
第 二 次 就業人口比率	% 34.3	—	% 36.7	—	% 35.6	—	% 37.0	—	% 31.8	—	
第 三 次 就業人口比率	% 31.3	—	% 34.2	—	% 38.2	—	% 43.1	—	% 46.3	—	
区 分	平成 22 年										
	実 数	増減率									
総 数	人 7,578	% △ 7.3									
第 一 次 就業人口比率	% 22.3	—									
第 二 次 就業人口比率	% 32.5	—									
第 三 次 就業人口比率	% 45.2	—									

注：就業人口の総数には分類不能の産業従事者を含む。

(3) 町行財政の状況

21 世紀に入り、社会構造や経済が大きな変革の時を迎えている。情報の高度化、IT 革命などにより、地域や暮らしが従来の生活圏を越えて新たなコミュニティを形成してきている。

これに伴い、住民の価値観やニーズもますます多様化、高度化しており、これらに対応できる計画的、効率的な行政を執行していかななくてはならない。また、地方創生、地方分権、社会保障制度、行政改革の推進などといった行政課題に対し、その着実なる対応が求められており、さらなる行政事務の効率化、職員の資質向上に努め行政運営の適正を期する必要がある。

本町の財政運営は、旧仁多郡二町時代から健全化のために各種の努力を重ねてきたところであるが、これまで道路、上下水道等の社会資本整備を積極的に進めてきた結果、地方債残高も多く、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率が高い水準にあるなど依然として多くの課題がある。

しかしながら、こうした状況においても住民に最も身近な自治体として、生活関連の社会資本の整備や急速に進展する高齢化社会などへの課題に的確に対応した諸施策を積極的に推進するとともに、地域の特色を生かした主体的な活力のある地域づくりを推進していく必要がある。

したがって今後の財政運営に当っては、事務事業の見直しや効率化を図り適正な財政運営を行うと同時に歳入においても、財源確保のため町税、地方交付税、国、県支出金、地方債等について充分内容を精査し、限られた財源の中で質的な行政サービスの充実に配慮するとともに財政の健全化に努め、優先度に基づく事業執行を進める必要がある。

広域行政の推進については、平成 11 年に雲南広域連合を設立し、介護保険業務を行うほか、し尿処理、消防・救急業務についても統合し、共同処理を行っている。

公共施設については、本町の振興基本計画、過疎計画に基づき、国や県の支援を受けながら農林水産業の振興、生活環境の整備、福祉、教育文化の充実など、本町の地域特性を活かしたさまざまな施設整備を進めている。

産業経済活動や住民生活の利便性向上を図る上で最も重要な町道の整備は、改良率 61.3%、舗装率 69.3%と主要町道を中心にそれぞれ進めてきている。污水处理施設整備については、平成 16 年度末普及率 62.6%から、平成 20 年度末普及率 87.1%、平成 26 年度末普及率 94.6%と整備が進んでいる。今後は、未整備区域においては引き続き合併処理浄化槽の推進などにより整備を進めるほか、集合処理施設への接続率向上や汚泥処理の効率化により事業の運営健全化を目指す必要がある。教育施設は、危険校舎の解消を図るとともに増改築の積極的な推進によ

り概ね整備されているところであるが、引き続き学校施設の耐震化や老朽化対策等を進める必要がある。

今後の方向としては、地域住民の日常生活や産業経済活動を支える道路網の整備をはじめとして、住民が安全で快適な生活を送るための生活環境施設の整備などを投資効果や重要度、優先度を総合的に勘案し、住民のニーズに対応した総合的な公共施設の整備充実に努める必要がある。

また、老朽化や遊休化、低利用の公共施設については、維持管理費用がかさむなど、費用対効果に見合う機能を果たしていない施設があり、廃止や集約、長寿命化を図るとともに、利用形態や運営方法を検討する必要がある。

表一 2 (1) 市町村財政の状況 (普通会計)

(単位：千円)

区 分	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	16,815,460	16,024,546	17,267,597	15,599,648
一般財源	9,446,532	9,708,551	10,378,449	9,699,231
国庫支出金	830,869	1,493,438	2,334,548	1,369,479
都道府県支出金	1,143,471	1,436,946	1,184,879	929,909
地方債	2,523,500	2,248,618	2,712,046	2,540,043
うち過疎債	1,340,900	1,038,800	1,187,000	1,595,400
その他	2,634,588	1,136,993	657,675	1,060,986
歳出総額 B	16,739,675	15,697,831	16,868,104	15,288,552
義務的経費	5,535,704	5,993,791	5,894,389	5,769,930
投資的経費	3,978,156	3,238,703	3,902,215	3,121,237
うち普通建設事業	3,854,664	3,102,693	3,811,570	2,865,870
その他	7,225,815	6,465,337	7,071,500	6,397,385
過疎対策事業費	3,213,625	4,397,915	3,858,558	3,431,490
歳入歳出差引額 C (A - B)	75,785	326,715	399,493	311,096
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,075	87,517	113,052	73,809
実質収支 (C - D)	74,710	239,198	286,441	237,287
財政力指数	0.17	0.19	0.18	0.16
公債費負担比率	32.1	39.3	33.9	34.1

実質公債費比率	—	23.2	20.7	17.3
起債制限比率	13.1	14.0	20.7	17.3
経常収支比率	86.8	86.0	81.3	83.0
将来負担比率	—	288.5	214.5	178.0
地方債現在高	26,336,329	25,875,730	25,058,017	24,498,086

【表】広域行政業務

業 務	共同処理の性格	組合組織の名称	構成団体
介護保険・地域振興 消防救急・し尿処理	広域連合	雲南広域連合	奥出雲町、雲南市、飯南町
農業共済	共済組合	出雲広域農業共済組合	奥出雲町、出雲市、雲南市、飯南町
文化圏形成	協議会	鉄の道文化圏推進協議会	奥出雲町、安来市、雲南市

表－２（２）主要公共施設等の整備状況

区分		昭和 45 年 度 末	昭和 55 年 度 末	平成 2 年 度 末	平成 12 年 度 末	平成 20 年 度 末	平成 26 年 度 末
市町村道 改良率 (%)	旧仁多町	0.5	21.1	45.2	61.8	58.4	61.3
	旧横田町	3.1	18.8	33.3	52.1		
市町村道 舗装率 (%)	旧仁多町	1.1	15.3	42.3	66.2	64.5	69.3
	旧横田町	1.0	17.3	40.2	56.5		
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)		5.3	24.8	29.9	40.0	28.4	22.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)		0.6	2.7	4.2	4.2	4.2	1.8
水道普及率 (%)		33.1	47.4	63.1	92.1	96.2	97.3
水洗化率 (%)		—	3.0	11.6	26.3	64.2	80.4
人口千人あたり病院、診療所の病床数 (床)		7.9	9.7	10.3	8.4	11.2	11.9
小学校危険校舎面積比率 (%)		30.7	4.5	0.4	0	22.9	14.2
中学校危険校舎面積比率 (%)		0	0	0	0	29.0	1.9

※市町村道改良率、舗装率は、平成 25 年度末の数値

(4) 地域自立促進の基本方針

本町では、旧仁多郡二町時から、住民の豊かな生活と安定した地域社会を実現するため、生活を維持する所得機会の拡充をめざした産業経済基盤の整備や文化的で快適に過ごすことのできる環境の確保、道路交通網の整備、高度情報化の対応など生活環境の整備、UIターンや交流人口の拡大、さらには老朽化した校舎の改築など教育環境の整備など今日まで積極的に過疎対策事業を実施してきたものの、本町の人口減少率は増加傾向にある。

このように、依然として続く少子化や若年層を中心とする人口の流出による地域産業及び地域社会の担い手の不足、高齢社会への進展など、地域社会の活力の低下という課題を抱えている状況である。

このため、過疎地域の厳しい現状と時代の潮流の変化を的確に捉え、「地域の自立促進」を基本に、所得向上を図るための産業経済基盤の整備促進と都市部の活動を支えている豊かな自然の保全や美しい景観の保持・創出を図りながら、生活環境施設整備や少子・高齢社会に対応した地域に根ざした郷土教育と保健福祉医療の充実に努めるものとする。

また、地域からの積極的な情報発信により、定住や地域間交流を促進するとともに、雇用機会の確保・増大を図り、これまで培ってきた歴史・文化を生かした個性豊かで活力に満ちた、自立的で先進的な地域社会の形成に向けた取り組みを推進するものとする。

さらに、費用対効果を十分考慮に入れた各施策の推進に取り組んでいくとともに、効率的な施設の利活用や管理運営を図るため、可能な限り広域的な事業実施を追求し、かつ、これまでの施策についても見直しを図るなど、厳しい財政状況の中で、いかにサービスのレベルを落とさずに、多様化・複雑化している住民ニーズに応えていくのかを追求していかなければならない。

1. 定住を高める働き場の確保と居住環境の整備

本町の将来を展望するとき最も基本となるのは、産業と経済基盤の確立である。しかしながら、基幹産業である農業の経営環境は極めて厳しい状況が続いており、新たな視点に立った施策の展開が求められている。そこで、従来から行っている生産基盤の整備、営農組織の強化、担い手の育成などの施策はもとより、町内経済の活性化のため構造改革特別区域計画及び地域再生計画等も考慮し国営農地開発地の多目的利用や企業誘致、地域の実情に即した新たなビジネスへの支援などにより若者の志向を考慮した就業の場の確保に努めるとともに、高齢化の進展や女性の社会進出の増加など雇用を取り巻く就業環境が大きく変化する中、雇用環境の整備

や高齢者・女性の能力開発の場の提供、U I ターン者の受け入れ環境の整備が重要である。また、健康で文化的な住民生活を確保し、住みやすさを高めていくため恵まれた自然環境と調和する、地域の特性を活かした居住環境の整備を推進する。

このため、下水道、住宅、ケーブルテレビ・高速インターネットや携帯電話通信エリア拡大などの情報通信網をはじめとする生活環境施設の充実、地方中核都市や高規格道路とを結ぶ交通アクセスの整備を進めるほか、地域を担う人づくり、芸術・文化の振興などソフト対策、地球温暖化対策や豊かな資源を活用した太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス燃料等、自然エネルギー導入の取組みを推進する。

さらに、若者の結婚問題、出会いの場の提供、地域における受け入れ体制の整備など若者の居住環境の整備、安心して生み育てられる環境整備を推進するものとする。

2. 都市との交流の拡大による地域の自立促進

国民の価値観・ライフスタイルの変化に伴い、都市型利便性とは異なった豊かな自然環境や景観を背景とした田園的魅力が見直されているところである。

都市住民の中には、単に観光客として訪れるのではなく、農業体験などを通じた地域住民との交流や自然とのふれあいを求める人々が年々増えている。こうした交流人口の拡大施策を推進する中で訪れる人と住民が触れ合いとともに自然環境や農村環境の豊かさを共有し、新たな地場産業の創出を促し地域の自立促進を図る。

また、本町は豊かな自然のほか、個性あふれる伝統文化や歴史のある町であり、こうした豊かな自然環境の保護や美しい景観の保全を図り、過疎化の中で失われつつある伝統ある文化や歴史など地域文化の保存と、新たな観光需要を一層喚起していく。

3. 生きがいに満ちた安心とゆとりの高齢社会の形成と少子化対策及び教育の振興

少子・高齢化が進行するなか、高齢者のみの世帯及び要介護老人はますます増加するものと考えられ、多様化する住民の生活支援に対するニーズに対応するため、保健・福祉・医療などの関係分野が連携し、必要なサービスが提供できる体制づくりと環境整備を進めることが求められている。このため、高齢者が長年住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ICTを活用しテレビ電話システムを利用した生活サポート事業を実施している。

また、地域コミュニティの一層の充実を図る為の各地区公民館及び自治会館などの拠点整備を進めるとともに、健康で社会参加意識の高い高齢者が自らの能力を発揮し生きがいをもって

暮らせるよう、生涯学習の場と就業機会の充実を図る。

学校教育については地域の特性を活かし地域に開かれた学校づくり、安心・安全の学校環境づくりのため、耐震化及び老朽化した校舎等の大規模改修を図る。

4. 住民参加のまちづくり

急速に変化する社会状況に対応しながら、町民と行政が一体となって個性的で魅力的な地域づくりを実現するには、町民の協力と行政への積極的な参加が重要である。行政と自治会や各種団体・組織との意見交換や連携を強化し、町民と行政が一体となり、それぞれの役割分担を踏まえながら協働してまちづくりを進める。

特に活性化面で大きな役割を果たしている高齢者が保有する技術や能力、また、女性の持つ知恵や技術を活かした活動や自治会役員や各種委員への女性、若者の登用による組織の強化など、可能な体制づくりを推進する。

5. 健全な財政運営

自主財源に乏しく一般財源の多くを地方交付税に依存する中で、過疎対策を進めていくためには、今後、財政的負担がますます増大するものと考えられる。このため、これまで以上に効果的な財政運営を行い、限られた財源の重点的かつ効果的な配分が肝要である。また、組織の統合・連携を図るとともに、組織・機構の改革を進め、行政運営の効率化に努める。

6. 広域連携による事業の推進

交通ネットワーク整備と本格的な情報化社会を迎え、地域住民の生活圏はますます広域化している。地域の自主性、自立性を求めつつも、その一方で、共通的な行政サービスを効率よく提供するためには、行政区域を越えた広域的な取り組みも必要である。投資効率をより一層高めるため広域的な基幹道の整備、人材の育成、観光の振興などハード、ソフト両面にわたる、広域的振興策も進める必要がある。

(5) 計画の期間

自立促進計画として、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間を定める。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

1. 農業

(1) 農業経済の低迷

本町の農業は、かつては水稲と和牛生産を基幹とした経営が展開されてきたが、国営農地開発事業による経営規模の拡大と圃場整備などの生産基盤の整備が進むと同時に、酪農や野菜、果樹などの生産が図られ、稲作との複合経営への転換が図られつつある。

しかし、本町の一戸当りの経営面積は123aと島根県平均113aを上回っているものの、兼業農家など経営規模の少ない零細農家が多く、若年層の流出や他産業従事などにより農業従事者の高齢化と後継者不足に拍車がかかっており、管理者不在による農用地の荒廃が懸念される。

一方で農用地の資産的保有傾向は依然として強い傾向にあるものの、規模拡大をめざす農家への農地の流動化については、法人化等による組織設立により、徐々ではあるが進展している状況である。

今なお稲作依存体質は依然として根強く、施設園芸等集約的経営への転換など生産構造の改善が立ち遅れていること、兼業化の進行により過剰投資と生産コストが増嵩していることによるものであり、生産構造の見直しが求められる。

このように、自立経営農家の育成が進まない中で米の計画的な生産調整、米価の引下げ、TPP(環太平洋連携協定)の大筋合意による段階的な関税引き下げ、若しくは完全撤廃、FTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)を通じた国際規律の強化など貿易自由化に向けた動きが加速しており、とりわけ農業分野は最も影響を受けやすく、本町の主産業である農業を取り巻く環境は、益々厳しくなるものと予測される。

このため、他産業との所得格差の拡大などから農業への魅力は急速に失われ、若者の農業離れが進むなど、農業の担い手不足が深刻化し農業後継者の確保が困難になりつつある。

しかし、本町の農家率は36.8%、総人口に占める農家人口は46.7%と、地域産業に占めるウエイトは依然として大きく、今後も地域農業の持続と農業農村の活性化を図ることは、本町の産業振興を進める上で極めて重要である。地域農業の活性化を図るためには、地域の人口や環境変化に対応した生産体制並びに担い手構造の見直し、又、価格競争力のある作物の導入による一次産品の高付加価値化など、産地間競争に打ち勝つ体制整備の確立・強化が課題である。

【表】主要農作物の類別収穫（作付）面積

(単位：ha)

区 分	稲	麦類	穀類	芋類	豆類	工芸 作物	野菜類	花木 苗木	飼料 作物	その他
昭和50年	2,006	14	1	17	91	17	129	6	261	1
昭和55年	1,799	10	4	12	70	29	117	8	264	2
昭和60年	1,758	1	6	10	53	27	114	10	248	7
平成2年	1,530	1	6	10	59	17	103	9	307	13
平成7年	1,588	0	2	8	30	11	86	10	213	8
平成12年	1,128	—	37	3	14	11	48	8	—	3
平成17年	1,311	—	29	3	13	5	51	8	—	18
平成22年	1,228	—	47	3	12	2	72	8	—	2

(注)平成12年・17年・22年は販売目的の作付面積で算出

農林業センサス

【表】乳用牛・肉用牛の飼養農家数及び飼養頭数の推移

(単位：戸・頭・%)

区 分	昭和50年	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		
		飼養農家数	飼養頭数	伸率										
乳用牛	飼養農家数	62	48	▲15.8	39	▲18.8	31	▲20.5	21	▲32.3	19	▲9.5	26	36.8
	飼養頭数	409	558	3.9	557	▲0.2	566	1.6	429	▲24.2	309	▲28.0	314	1.6
肉用牛	飼養農家数	1,826	1,439	▲11.9	1,213	▲15.7	866	▲28.6	494	▲43.0	303	▲38.7	225	▲25.7
	飼養頭数	5,896	4,432	6.3	4,110	▲7.3	3,348	▲18.5	2,188	▲34.6	1,685	▲23.0	3,172	88.2

農林業センサス

(2) 農業の兼業化と高齢化

本町の農家戸数は、昭和50年の3,117戸から平成22年には1,710戸と1,407戸(45.1%)減少する中で、第2種兼業農家数は、全農家数の76.0%に達している。以上のことから、農業の自立経営が困難な状況がうかがえる。

また、農業就業人口も大きく減少し、昭和50年の5,369人から平成22年には1,801人と3,568人、66.5%と大きく減少している。年齢別農業就業人口の推移を見ると、16歳から19歳、30歳から64歳までの階層で大きく減少している。このことは、圃場整備など土地改良事業を進めてきたが、担い手の高齢化、核家族化、農業後継者不足等による農用地の減少、さらに離農、耕

作放棄地、遊休地等が拍車をかけたのが主な要因と思われる。今後についても農業就業人口の減少、高齢化の進行、遊休農地の増加等が予測されている。

【表】農家数の推移

(単位：戸・人)

区分	農家数(戸)				農家人口	農業就業人口		基幹的従事者数	
	総数	専業	1種兼業	2種兼業			65才以上		65才以上
昭和50年	3,117	155	1,169	1,793	14,168	5,369	5,369	652	168
昭和55年	3,042	236	790	2,016	13,563	4,707	4,707	1,180	195
昭和60年	2,956	269	459	2,228	13,235	4,378	1,370	2,342	520
平成2年	2,675	259	286	2,130	11,944	3,930	1,648	2,066	698
平成7年	2,574	266	299	2,009	11,168	3,498	1,919	1,657	809
平成12年	2,135	214	153	1,768	10,376	2,918	1,906	1,448	894
平成17年	1,903	245	182	1,476	8,033	2,671	1,865	1,753	1,269
平成22年	1,710	252	159	1,299	6,745	1,801	1,348	1,539	1,135

農林業センサス

【表】年齢別農業就業人口の推移

(単位：人・%)

区分	昭和50年	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人数	人数	伸率										
16～19歳	125	63	▲23.2	96	52.4	120	25.0	101	▲15.8	97	▲4.0	9	▲90.7
20～29歳	287	119	▲29.6	55	▲53.8	26	▲52.7	36	38.5	40	11.1	10	▲75.0
30～39歳	563	320	▲13.7	191	▲40.3	116	▲39.3	65	▲44.0	33	▲49.2	12	▲63.6
40～49歳	1,264	440	▲45.1	292	▲33.6	226	▲22.6	141	▲37.6	86	▲39.0	22	▲74.4
50～59歳	1,404	1,240	▲16.3	830	▲33.1	499	▲39.9	314	▲37.1	286	▲8.9	155	▲45.8
60～64歳	606	826	32.6	818	▲1.0	592	▲27.6	355	▲40.0	264	▲25.6	245	▲7.2
65歳以上	1,120	1,370	16.1	1,648	20.3	1,919	16.4	1,906	▲0.7	1,865	▲2.2	1,348	▲27.7
計	5,369	4,378	▲7.0	3,930	▲10.2	3,498	▲11.0	2,918	▲16.6	2,671	▲8.5	1,801	▲32.6

農林業センサス

【表】経営耕地規模別農家数

(戸・ha)

	総農家数	0.5未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0以上	備考
昭和50年	3,113	734	1,003	962	340	74	
昭和55年	3,042	769	1,053	849	286	85	
昭和60年	2,956	741	964	800	320	131	
平成2年	2,675	595	963	726	262	129	
平成7年	2,574	591	905	683	250	145	
平成12年	2,135	316	893	571	212	143	
平成17年	1,903	317	841	449	175	121	
平成22年	1,727	307	733	387	156	144	

農林業センサス

(3) 生産基盤の整備と近代化

経営規模別農家数の推移を見ると、国営農地開発事業や農地流動化等による規模拡大により、2.0ha以上の農家は昭和50年の約2倍に増え、昭和50年には74戸であった2.0ha以上のいわゆる大規模農家は平成22年には144戸に増えている。しかし、依然2.0ha以下の経営規模農家が92%と多数を占めている。

本町の農業は、横田地域における国営農地開発事業による経営規模の拡大と圃場整備事業等による生産基盤の整備、大型高性能機械の導入による作業能率の向上、省力化を推進するとともに、施設園芸、果樹など高収益作物の導入などによる経営の安定化を推進してきた。

しかし、米の計画的な生産調整、米価の下落、農畜産物価格の低迷などに加え、基盤整備に係る負担金の償還や流通経費の高騰、兼業化による生産機械設備への過剰投資など、現状では生産コストの低減には繋がっていないものと判断される。

このため、今後も効率的な経営規模の拡大と近代化を図っていくためには、農地の集積や機械・設備の共同利用、農作業の受委託など、専業・兼業農家が一体となった集落営農を積極的に推進しなければならない。

また、やる気のある農業者を認定農業者に認定し、国の制度事業を有効活用し、支援体制を整備する。他方では、経営感覚の高い能力を持った農家や生産組織など、企業的農業経営体の育成に努める必要がある。そして、これら農業経営体を中心に、農地の流動化を一層推進する

とともに、営農指導や流通体制の整備などの経営支援システムの構築、そして後継者となる担い手の確保と育成が必要不可欠である。

本町は、有機質に富む肥沃な土地と昼夜の温度差等自然条件に恵まれ、銘柄米「コシヒカリ」を中心に「仁多米」の産地として知られており、仁多郡カントリーエレベーターの利用促進等により全国の主要産地間競争に負けないブランド化の確立を図ることで農家所得の向上と経営安定を目指す。今後もより一層の品質向上を目指した取組み強化と安全・安心など消費者ニーズに対応できる生産体制を整備する。

また、特産の菌床椎茸、施設野菜、果樹等についても生産基盤の整備と規模の拡大を進めることにより、農家所得の向上を図らなければならない。本町の基幹作物はあくまでも水稲であり、施設野菜、椎茸、果樹と水稲を組み合わせる複合経営として今後規模の拡大を図り、専業農家の育成とともに農業所得の増大を図っていく。

(4) 畜産

畜産は、本町の重要振興作目であり、肉用牛は増体・肉質とも優れ、その銘柄は「仁多牛」として全国的にも高い評価を得ている。

最近の畜産経営の状況は、飼育農家、飼養頭数共に減少する傾向にある。平成13年9月のBSE「牛海綿状脳症」発生以後の価格暴落は回復したが、平成21年4月に宮崎県で発生した「口蹄疫」の影響による消費者の牛肉離れや農畜産物の偽装表示問題などによる価格の低迷で厳しい農家経営をしいられる状況であったが、平成24年以降は全国的な素牛不足が続き、近年では子牛の市場価格は過去最高の高値で推移しており、繁殖農家にとっては好調な景気に支えられる状況となっている。これに反して素牛を購入する肥育農家にとっては、TPP等も懸念されて枝肉価格が安定しない中であって非常に厳しい経営環境となっており、繁殖・肥育の一貫体制による経営力強化も検討されつつある。

今後も優良牛の選定や農家への技術指導を含めたサポート体制を整え、経営改善、生産性の向上と基盤確立に向けて優良雌子牛保留奨励対策事業、受精卵移植活用対策事業等、町独自の施策を積極的に推進し、生産性の向上と後継者の育成を図らなければならない。

本町においては繁殖基盤再生整備による奥出雲和牛の増頭対策を最重要課題として、近隣一市二町・JAと連携して畜産農家の所得安定と地位向上を目指してきた。今後も優良基礎雌牛の保留導入事業、県有種雄牛の指定交配事業や受精卵移植事業及び全共出品対策事業の推進、又、町農業公社事業の有効活用など本町の畜産振興を押し進める考えである。

また、町営牧場や広域営農指導拠点施設の利活用を促進し、飼育管理指導、並びに低コスト生産に向けて、関係農家の組織的な研修会等を開催し、担い手の育成強化を図っていく。

(5) 国営農地開発事業と開発営農

昭和48年より造成工事が始まった横田地域の国営農地開発事業は、20年の歳月を経て375haの造成を行い平成8年に完了し、そのうち畑地（植栽可能）の面積は272haであり農業経営基盤の拡大に大きな役割を果たしている。しかしながら、造成畑は風化花崗岩地帯にあり地力が極端に低く農作物の生産向上が進まない現状である。

これまで、土づくり対策について、各種の事業を導入してきたが、まだまだ作物栽培に適応出来る状態に至っていない状況である。土づくり対策についてはこれまで以上に早急に進めることが急務である。

一方、国営農地開発事業は事業期間の長期化と事業費の高騰により、総事業費は当初予定額より244億円増加し302億円となった。平成8年の事業完了に伴い、平成12年度より農家の元金に対する事業費負担金の償還が始まっている。町として、これまで償還額の軽減対策を講じ、担い手育成支援事業、平準化事業を導入し、助成金の支援と償還期間延長等の農家負担の軽減を図ってきており、平成29年度に農家の償還が終了する。

また、平成6年度より農業者インターン制度等国・県・町の支援制度を導入し新規就農者の育成を図っており、これまで48名の受け入れを実施している。近年(H22~H27)では7名の新規就農者を確保して、一定の成果をあげている。

平成20年度から「横田国営農地再生プロジェクト」を立ち上げ、課題である遊休化農地の解消、営農の確立、農地の流動化、土地基盤の改良等、国・県と連携し積極的に取り組んでいる。

遊休化農地の解消については、地元建設業を中心とした農業参入企業への農地集積を図っている。

また、毎年多額の経営投資をしているこれら地元農業参入企業の営農支援については、地元経済及び産業の発展に繋がるものとして、農地再生整備はもとより、生産から商品開発、加工、流通・販路の確立に至るまでの総合的な支援を行っている。これらの取り組みによって、町合併後の平成18年に全体農地(272ha)の1/3となる90haあった作付休閑地を含む遊休農地が平成27年には27haと大幅に減少した。

今後も国営開発農地の有効活用を推進し、有利作物の研究開発及び作付奨励及び担い手農家への農地集積を行い、農地の再生利用と開発営農の確立に向けた支援が必要である。

2. 林業

平成27年森林資源関係資料による本町の森林面積は30,644haと町面積の83.3%を占め、その9割余りが民有林となっている。

人工林の整備については、枝打ち・間伐など保育を必要とする森林が大半を占めており、木材価格の低迷、経費の高騰、投資資金の回転率の悪さなどから、総研・公社・町行分収造林地以外あまり保育が行われていない状況である。

平成13年から斐伊川水系水源の森づくり事業、平成24年から荒廃林等再生整備事業を実施し、森林の持つ水源かん養及び国土保全機能を高め下流域の水資源の確保や、宍道湖・中海の水質保全を図るため、上下流自治体が一体となった整備に取り組んでいる。また、林地の有効利用や特用林産物の生産振興を図るため、特に仁多地域では、広葉樹の原木椎茸や菌床椎茸栽培用のオガコ生産に取り組んでいる。

オガコは、本町の特産品である菌床椎茸、舞茸等の原料になるため、安定供給が必要となっている。

将来においてもオガコの安定供給を図るため、昭和60年度以降の町行分収造林は、クヌギの広葉樹造林を進め、平成26年度末現在198.96haのクヌギ造林地が造成されている。今後も菌床椎茸等の増産に伴う原料確保のためにも適切な造林施策を図る必要がある。

また、林業従事者については他産業に比べ厳しい労働環境から、減少が進行している。このため、林道網の整備、機械設備の導入など生産基盤の整備による就労条件の改善、林業技術者の養成、森林施策の中核的役割を担う森林組合の基盤強化など担い手の育成確保を図り、優良材産出のための保育事業などを今後一層推進する必要がある。

さらに、県内では、大規模合板工場や木質バイオマス発電所への原木や燃料用木質チップの供給など林業生産への需要は高まっており、奥出雲町においても循環型林業を推進し、林業従事者の雇用拡大や地域の活性化につなげていく必要がある。

一方、地球規模での環境問題の意識が高まり、国土の保全、水源かん養、また貴重な動植物の保護といった公益的機能の維持・保全に加え、レクリエーションや森林浴といった健康づくりや観光面からも森林の持つ多面的な機能に対する期待が高まっている。間伐材の活用による新エネルギーの産業化、森林の適正な管理と多面的活用を図る必要がある。

3. 工業・産業

本町の工業は、古くはたたら製鉄に端を発し地場産業である雲州そろばんにより支えられて

きた。高度成長期には、石油、製鉄、自動車産業といった重化学工業を中心に大都市への工業集積が進み、地域経済の停滞が余儀なくされた。しかし、大都市への工業集積が公害問題等によって規制されるに至り、昭和47年に工業再配置促進法が施行されると、工場の地方分散の時代を迎えることとなった。

本町では、現在、7社の誘致企業があり従業員数は700人余りと、新規学卒者やUIターン者の地元雇用に貢献している。こうした誘致企業の立地により、製造品出荷額は順調な伸びを見せており、工業統計調査による総生産額は平成24年で約245億円に達している。しかし、企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況であり、新たな企業の誘致は難しい状況となっている。また、大手製造業の撤退による空き工場が問題となっていたが、貸し工場として活用する取組みを行っている。

今後の算盤産業については、木工品を含めた新たな取り組みもみられるが、「そろばんの教育」効果をアピールして国内需要を喚起する一方、伝統産業としての産地機能を維持していく必要がある。また、木工芸については技術の高度化や人材の養成を行い、消費者ニーズに合った商品の開発を行うなど産地としての基盤を強化していく必要がある。

本町の工業は、小規模かつ零細な企業が多いが、その中には独自の高い技術を持つものもある。そこで異業種の交流を促進し、情報交流を密にし企業同士の協力関係や新たな雇用を生み出す場づくりに対する積極的支援が求められている。

【表】事業所数・従業者及び製造品出荷額等の推移（4人以上の事業所）

区分	事業所数（事業所）	従業者数（人）	現金給与額（万円）	年間出荷額等（万円）
平成3年	98	1,908	406,798	1,597,413
平成5年	91	1,711	404,680	1,633,793
平成7年	87	1,607	416,036	1,738,761
平成9年	75	1,424	403,581	1,818,545
平成11年	75	1,473	441,999	1,999,247
平成14年	61	1,310	364,661	1,610,630
平成16年	59	1,311	384,685	1,597,573
平成18年	52	1,359	397,840	1,856,140
平成20年	54	1,252	407,678	2,293,954
平成22年	46	1,175	333,090	2,026,245

平成 23 年	44	1,114	334,590	2,116,686
平成 24 年	48	1,123	333,421	2,453,448

工業統計

4. 商業

本町の商圈は旧村単位の9つの商業集積地からなり、商店数の減少に伴い、従業者数、年間商品販売額の減少が続く厳しい状況となっている。

一方、近隣中核都市への大型店の進出により、消費購買力は流失している。また、モータリゼーションの普及、道路交通網の整備、消費者の商品に対する多様化、ニーズの変化などにより、町民の地元購買率は全般的に減少しており、商店経営は厳しい環境にある。

本町の中心商業地は旧町の中心地である三成地区と横田地区に立地しているが、後継者不足等により、新たな設備投資が行えず、古い経営体質から脱却できない店舗もあり、廃業も見られる。

また商店が広範囲に分散し商店街としての密度が低いため、中心商業地としての魅力に欠けている。しかし、横田地域の一部にあつては、都市計画事業の実施に伴い、中心部にあつた複数の大規模小売店の国道沿いへの移転が終了し、新たな商業地を形成している。加えて、国道沿いの商店による商業活性化団体「R314横田あじわいロード」が結成され、エリアのイメージアップなどさまざまな集客の取り組みを行っている。また、こうした活動の中で消費者のニーズを的確に把握し、生産者へ情報のフィードバックを行っている。

今後は、消費者の動向を踏まえ、地域の特色のある新たな商品の開発・販売、共同利用施設の整備、小規模店舗の経営の近代化、駐車場の整備等々、消費者ニーズに対応した方策として施設に新しい魅力を付加し特徴付ける必要がある。

【表】小売業における商店数・従業者数・年間商品販売額及び売場面積の推移

(単位：店・人・万円・㎡・%)

区 分	昭和 60 年	昭和 63 年		平成 9 年		平成 14 年		平成 19 年		平成 24 年	
			推移		推移		推移		推移		推移
商店数	357	360	100.8	306	85.7	300	84.0	250	70.0	224	62.7
従業者	1,032	1,080	104.7	1,000	96.9	1,115	108.0	863	83.6	911	88.3
販売額	1,264,165	1,359,611	107.6	1,592,918	126.0	1,581,340	125.1	1,067,449	84.4	1,232,521	97.5
売場面積	12,662	12,334	97.4	16,208	128.0	16,802	132.7	17,792	140.5	12,577	99.3

経済センサス

5. 観光及びレクリエーション

近年、余暇時間の増大や国民の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、単に見る観光から滞在型・着地型観光や農作業等の体験型観光、地域住民との交流や自然とのふれあいなど、来訪者の観光・レクリエーションに対する考え方、ニーズはますます多様化してきている。

斐伊川の源流をもつ本町は、島根県の東南東、奥出雲地方でも最奥部に位置し、鳥取県、広島県に接した中国山地に抱かれた豊かな自然を有している。また、神話ヤマタノオロチ退治発祥の地とされ、由緒ある伝統行事・芸能や神社仏閣と共に、たたら製鉄に関する資源や、雲州そろばんといった歴史的・文化的資源とそれらから形成された景観、自然を中心とした地域資源に恵まれている。

観光施設としては、仁多地域では、国指定名勝天然記念物である鬼の舌震、可部屋集成館、奥出雲多根自然博物館、たたら角炉伝承館、玉峰山森林公園、みなり公園、そして横田地域では、おろちループ、鉄の彫刻美術館、三井野原スキー場、絲原記念館、奥出雲たたらと刀剣館、雲州そろばん伝統産業会館、稲田神社と豊かな自然景勝地や施設に恵まれているほか、亀嵩温泉「玉峰山荘」、斐乃上温泉「斐乃上荘」、佐白温泉「長者の湯」などの温泉施設も有している。

本町には豊かな自然や歴史文化に加え、たたら製鉄、そろばん、木工芸、わら細工、郷土料理といった伝統的技術や生活文化が多数現存している。また、染色工芸、陶芸など新しい分野の工芸家の転入や島根デザイン専門学校の進出により、新しい芸術文化の創造が定着してきている。また、都市部をターゲットにした集落や商店による観光農園や体験型ツアー、更にはインバウンドに対応した観光振興など新しい動きが出てきている。

今後は、既存の施設の再生といったハードに加え、こうした地域資源の価値の活用や各施設間の連携、また近隣自治体の施設とを有機的に連携させた周遊・広域観光ルートの設定など、一層のソフト開発を進める必要がある。その中でも、JRトロッコ列車や平成29年4月運行予定の「トワイライトエクスプレス瑞風」を活用した、新たな誘客対策が今後の重要な課題であり、あわせて、たたら製鉄などで構築された文化的景観を活用した観光振興も取り組んでいく必要がある。

国直轄管理の尾原ダムは平成24年3月に完成し、平成25年9月に策定した「尾原ダム水源地域ビジョン」に基づいて、ダム湖周辺施設の連携や各種イベントを開催するなどソフト事業を展開し、ダム周辺地域の活性化に取り組んでいる。

島根県において整備されたサイクリングコースやボート施設をはじめ、町内にある交流拠点

施設など既存施設を有効活用しながら、さらなる交流人口の増加、斐伊川上下流域の住民交流の促進が期待される。

6. 再生可能エネルギーの利活用

本町では、再生可能エネルギーの取り組みとして、水力発電事業と木質バイオマスの利活用を進めている。水力発電事業では、三成地区及び三沢地区において発電を実施しており、年間約240万kWhを発電している。また、阿井地区においても発電所の新設に着手しており、再生可能エネルギーの中でも環境負荷が少ないとされる水力発電事業に積極的に取り組んでいる。

また、町内に豊富に賦存する木質バイオマスの利活用については、間伐による林地残材などの未利用資源を活用するため町民参加型の木材搬出の仕組みを整備し、それら未利用資源の活用先として町内2カ所の温浴施設にチップボイラーの導入を行った。今後はボイラーの安定稼働を図るためチップ品質の改善を行う必要がある。

再生可能エネルギーの利活用により、二酸化炭素の排出削減を図ることはもとより、新たな産業創出とエネルギーの地産地消を推進するため、今後も積極的な利活用を進めていく必要がある。

(2) その対策

1. 農業

本町の農業振興については、農業の担い手となる認定農業者を育成しつつ、米・椎茸・そば・大豆・エゴマ・野菜や花卉等の具体的な地域振興作物を定め、農業生産者と町、そして県、JAが一体となって、今後も引き続き取り組むものとする。

本計画においては、本町農業の地域特性を十分踏まえつつ具体的な振興施策に取り組むものとする。

(1) 売れる農産物づくりと農業経営組織の育成

農業の振興発展を図るには、農地の荒廃化を防止し、土地の有効利用、特産品の開発や天候に左右されない施設栽培の推進、観光産業との連携等、付加価値の高い農業への転換を強力に進め、更に農業所得の向上のため、小規模農家や兼業農家の農地の流動化を可能な限り促進し、認定農業者など担い手農家へ集積していくものとする。

また、新しい農業の担い手としての農事組合法人、多様な形態の農業生産法人、その他組織

経営体の設立を促し、個別農家も含めた経営感覚にすぐれた農業経営体の育成・強化に努めると共に、地域の特徴を活かした魅力のある持続可能な地域農業を目指していく。

一方、農業・農村に対する理解を深めるために、農業体験の機会を増やし、生産者と消費者、都市住民と農村住民、高齢者と若年者など多様な交流活動を推進すると共に、消費者へはより積極的に消費拡大を促し、販売等流通展開を図っていく。

「仁多米」については、冷却装置を備えたカントリーエレベーターで、年間を通して籾のまま低温貯蔵し、品質を一定の基準で均一に管理すると共に出荷直前に籾すり、精米する「今摺り米」、平成16年度からは仁多の酒米を使用した酒造事業を行っている。平成20年度には仁多郡産もち米の加工施設を整備してもち加工・販売事業を推進しており、今後も農産物加工所整備等、産地間競争に勝てる特色のある「奥出雲仁多米」のブランド化の推進をより一層図ることが重要である。現在も消費者からの貴重な意見をあらゆる面に活かしながらシステムの強化を図っているが、今後も高品質で安全・安心な美味しいお米を消費者に届けられるよう積極的な事業展開を行う。

また、併せて区画整理や農道、農業用排水、暗渠排水、客土整備などの生産基盤整備を推進し、農業生産の向上を図る。

(2) 菌床椎茸栽培等の普及、拡大

本町における人口定住の重点施策として、U I ターン者による新規就農者の確保により、菌床椎茸栽培をはじめ、水耕栽培等の栽培農家の普及・拡大とともに、施設の充実を図る。

また、椎茸栽培農家の担い手について、継続的な支援を行う。

これにあわせて、菌床椎茸、水耕野菜、舞茸等の集出荷体制の一元化と品質の均一性、共同作業、ラインの見直しなどを踏まえて施設整備を行う。

また、多様な消費者ニーズに対応した商品開発、安定的な生産を行うための技術開発など積極的に取り組む。

(3) 環境にやさしい農業の推進

近年、消費者の『食』に対する意識の高まりから、農畜産物に対する安全や農村環境の保全など環境に配慮した農業を推進することが重要となっている。人と自然にやさしい農業を目指す環境保全型農業の一層の理解を図る必要がある。安全・安心して農業生産活動ができる環境の維持保全に心掛け、環境負荷の少ない農業経営の確立に努める。

また、家畜ふん尿処理対策の強化を図るとともに、農業用廃プラスチック・ビニール類の適正処理対策の強化や化学肥料及び化学農薬の適正使用、更には循環型農業の形成を図るために有機資源（堆肥）生産施設整備を促進し、地元産家畜糞尿から良質な有機堆肥の生産と利用を目指す。

この他に景観保全や自然環境や生態系に配慮した農村空間の創造など農業農村の持つ多面的機能の発揮を目指した自然と調和した環境にやさしい農業を推進する。

有機栽培や特別栽培（減農薬、減化学肥料）による農畜産物生産についても普及拡大を図る。

（４）開発営農の確立

国営造成された畑地での開発営農については、土壌熟化対策の継続や高度な栽培技術の修得が今後の課題となり、兼業農家の増加や高齢化等による労働力不足や担い手不足等が懸念される一方、認定農業者や地元農業参入企業による農地利用集積等、農地の流動化が進行しており、合併後10年間で大幅に遊休農地が減少している。

開発営農確立対策として、引き続き土壌熟化対策、栽培技術の向上、新規作物の計画的導入及び生産普及拡大を図るために生産性の向上対策と参入企業等、新たな担い手への支援拡充を図ると共に開発営農の定着、消費者ニーズに即した農作物の生産及び加工品の開発と販路開拓に向けた6次産業化並びに農商工連携の取組みを推進する。

今後も地元参入企業の開発農地への参入を積極的に促進し、遊休農地の解消と町内の雇用の場を確保する。

一方、後継者不足については、農業就学資金貸付事業により、専門的知識や技術を持った質の高い農業者の育成確保、営農意欲のある若者のインターン制度活用により体験、研修、就農の促進を引き続き推進する。また、新規就農相談会等に積極的に開催し、就農者の確保を図る。

横田1団地の奥出雲健康村総合農場施設は、新規農業者の研修や専門的研究施設としてフル活用し、本町の開発営農の拠点となるよう、技術指導等の体制強化を図る。

（５）地域内一貫経営による畜産振興

本町の肉用牛については、「第7系桜号」、「藤桜号」に象徴されるように優良牛の生産及び高度な育成技術を持ち、水稻と共に地域経済を支える農業の要として振興されてきた。

しかし、近年では飼育農家の高齢化・後継者不足や兼業農家の減少に加えて、生産コストの増嵩等により飼養農家戸数、飼養頭数共に減少傾向にある。

本町は近隣一市二町・JAで組織する雲南農業振興協議会において、平成26年度から奥出雲

和牛の繁殖基盤再生強化による増頭対策を目指し、優良基礎雌子牛(繁殖牛)の導入やキャトルステーション事業など広域的連携支援事業を活用し、年次計画に基づき事業展開している。

現時点では子牛の市場価格が非常に高値となり好調な状況となっている。このような背景が後押しする状況の中で徐々ではあるが増頭傾向となっており、この増頭対策の事業効果が発揮されているものと判断される。

又、今後は最新技術を駆使した和牛改良技術の向上とリース牧場、JA預託牛制度事業など有効活用することによって担い手育成強化や低コスト経営の実践による経営力強化を図り、高品質な『奥出雲和牛』のブランド化を一層推進する。

仁多牛の生産基盤の維持拡大については、関係団体と連携を図り、繁殖育成牧場や肥育センターによる地元子牛の買い支えを行い、子牛価格の向上と畜産農家の経営安定に努める。

さらに、優良牛の確保については、優良雌子牛の積極的な地元保留による基礎雌牛群の整備を図ると共に、受精卵移植技術の活用による系統改良を支援する。

また、良質な堆肥を施用した循環型農業による「仁多米」の一層のブランド化を進めるため、堆肥センターの充実を図り、耕畜連携による畜産振興を目指す。

酪農については、担い手の育成、酪農ヘルパー事業の拡充による労働環境の改善、生乳の生産拡大と乳価の安定維持、乳質改善のための先進地(北海道)からの後継牛導入等があり、年次的な事業施策や対策等展開する。

2. 林業

「伐って、使って、植えて、育てる」の循環型林業を形成するため、林業就業者の一層の確保対策として、みどりの担い手育成基金助成事業による森林組合作業班の労働力確保に努めるとともに、林道、作業道、高性能林業機械の導入など生産基盤の整備による労働条件の改善を図る。

また、国土の保全、水源のかん養といった森林の公益的機能を維持するため、除伐、枝打ち、間伐などの施業を計画的に推進し森林の適正管理に努める。

そして、資源の適正な管理のもと木材販売活動強化を図る。多様化する市場や消費者ニーズに対応するための新商品の開発や付加価値化など新たな販売戦略を展開するとともに、効率的な流通システムや低コスト化を目指した施設などの基盤を整備する。

また、クヌギ等の優良広葉樹林造成の積極的な推進を図る。

一方、地域産出材のクラフト材料としての利用、レクリエーションの場としての活用など、

地域の産業、観光と結びついた森林の多面的活用についても取り組む。

特用林産物については、菌床椎茸、舞茸、えりんぎ等きのこ類について、生産品質の向上及び安定的供給を図る。

また、豊富に賦存する木質バイオマス資源を活用することで、エネルギーの供給源となり林業を含めた産業の活性化や環境対策の効果が期待されるため、木質バイオマスエネルギー供給施設や利用施設の導入促進を図る。

3. 工業・産業

地場産業である雲州そろばんについては需要が頭打ち傾向にあり、生産の合理化、技術の高度化、販路の拡大等に取り組む必要がある。このため、生産技術の高度化のために生産者組織で実施する人材育成プロジェクトに対する支援を行う。また、算盤を通じた国際交流講座等を開催し、海外への算盤普及と販路拡大へ協力するほか、商工業の安定的な経営資金の確保に資するため預託金制度を継続する。

企業誘致については、空き工場の有効活用や広大な開発農地と関連した地域資源活用型の食品加工産業や先端技術型産業、研究開発型企业など今後の発展が大いに期待でき、若者に魅力ある産業の誘致と地場産業の育成強化に努めるとともに、地場産業、誘致企業を通じ集団化、協業化の支援を行う。また、情報通信環境の優位性を活かし、ソフト系IT企業等の誘致活動を推進するとともに、空き家等を利用したリノベーションにより、奥出雲らしい魅力あるオフィス環境を整備し、サテライトオフィスの開設、企業誘致を促進する。

勤労者の健康管理、福利厚生を導入などにより、企業のニーズに対応した住宅建設による住環境整備を促進する。

また、たたらやそろばんなどの伝統産業から生み出される素材や製品を活かした新たな製品・サービスづくりや成長産業等、新分野への進出を支援するとともに、エゴマ、そば、温泉などの地域資源を活かし、医療・研究機関と連携した「ヘルスケア産業」への参入に向けた取り組みを推進する。

更に、金融機関や商工会等の関係機関と連携した支援体制を構築し、起業への支援を充実させるとともに、起業創業セミナー等を開催し、起業への機運醸成と第2創業などの新たな取り組みに対しても積極的に支援する。

4. 商業

魅力と賑わいのある空間創出と消費者ニーズの多様化に対応するため、地域と行政が協働し店舗の集約化、共同化、駐車場の整備など集客力の強化や買い物弱者を支援するとともに、社会資本整備総合交付金事業等により地域の住環境整備を行い、商圈内生活者だけでなく観光客等の流入者に対応した町づくりを進め、商業の活性化施策を推進する。また、商業振興の推進や小売店の存続に資するため、商店や空き店舗の改修や移動販売車の購入等の費用を助成する。

今後は、商工会等との連携を強化し、ソフト面での経営の充実や設備・施設の近代化、経営管理の合理化等による企業体質の強化促進も必要である。また、商工会を通じた経営改善事業等への支援、信用保証協会への出捐金等金融支援措置を継続していく。

5. 観光及びレクリエーション

連続休暇制度の定着などにより、余暇時間は増加する一方で、国民の価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、観光パターンも、団体で著名な観光地をめぐり温泉地に泊まるといった物見遊山的観光から、家族・少人数グループによる目的意識を持った個性的な「見る」観光から「体験する、参加する」観光へと質的变化を見せており、今後もこうした傾向はますます浸透していくものと予想される。そのため、多様化する観光ニーズに対応した情報発信や標識の整備などPR活動はますます重要であり、パンフレット・案内標識等の多言語化等のインバウンド対策、各種イベントやインターネットなど多分野の連携に加え官民一体となった取組みの推進を図る。

地域の自然、歴史、産業、郷土料理等の生活文化、昔話しや伝説の語り部、郷土芸能、郷土料理などあらゆる地域資源を再確認し、既存の観光施設との有機的な連携を図りつつ、これら関連施設の管理運営体制についても整備を進める。

本町の多くの観光資源を再度見直し、特色ある豊かな自然とその自然が生み出した景勝地を活かした観光整備はもとより、景観にも配慮した取り組みや施設の再整備を図る。

なお、整備においては自然環境の保護・保全に配慮するとともにバリアフリー化を推進する。

また、雲南広域連合、鉄の道文化圏などの広域的な取り組みを通じ、トロッコ列車などを活用した広域的観光ルートの設定や観光宣伝、イベントの実施など、より効果的な観光振興を図り、既存の観光拠点や施設のネットワーク化を図ることで観光客の回遊性と滞留時間の増加を促す。

さらに、女性や高齢者等の観光需要や今後ますます需要が見込まれる都市住民との交流につ

いて、民間投資を誘導しながら、地域全体の受け入れ態勢の構築を進める。

尾原ダム湖周辺の活性化対策として、平成 24 年度にオープンした佐白地区交流拠点施設「佐白温泉 長者の湯」の運営をはじめ、各種イベントの開催や周辺施設との連携、景観整備などと合わせた多角的な活動を推進し、周辺地域の一層の活性化を図る。

6. 再生可能エネルギーの利活用

本町に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用し、新たな産業の創出とエネルギーの地産地消によるエネルギー自給率の向上を図る。

特に豊富に賦存する木質バイオマスの利活用を進めるため、公共施設をはじめとした大規模熱需要施設へチップボイラー等の導入を促進し、併せてチップの品質改善を行い安定した熱供給を実現することで更なる化石燃料使用量の削減を行う。加えて、木質バイオマスの新たな活用方法として、ガス化発電やペレット加工等について検討を進める。また、搬出作業道、搬出機械、中間土場、加工処理施設等の整備と、作業従事者の確保を行い、基幹的な搬出体制を整備するとともに、既に取り組んでいる町民参加型の木材収集を一層進めるための支援を行い、木質バイオマス利活用の体制整備を図る。

水力発電事業については、既設発電所の安定的な運営を行い、引き続き再生可能エネルギーの利活用を図る。加えて、既設設備や低落差を活用したマイクロ小水力の導入や新たな開発適地の調査等を検討し、水力発電事業の更なる推進に取り組む。

また、その他の再生可能エネルギーの利活用については、その可能性について検証を引き続き行うとともに、一般家庭等においても比較的利用がしやすい太陽光発電や太陽熱、木質バイオマスを活用した薪ストーブ等の熱機器等については、導入を促進するための支援等施策を引き続き実施し、再生可能エネルギーの最大限の導入を図る。

(3) 事業計画 [平成 28 年度～32 年度]

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	団体営農基盤整備促進事業	奥出雲町		
		県単農地有効利用支援整備事業	奥出雲町		
		農村地域防災減災事業 ため池整備事業 才植谷地区 堤体工 1 式、堤長 50m	島根県		
		農村地域防災減災事業 ため池緊急防災 体制整備促進事業 鉄穴ヶ谷地区	奥出雲町		
		県営農業競争力強化基盤整備事業 角地区 3.4ha 用排水路 1600m	島根県		
		林業	町行分収造林事業 保育等	奥出雲町	
			斐伊川水系水源の森づくり事業 受光伐・樹下植栽等	奥出雲町	
			間伐作業道整備事業 L=4,000m、W=3.0m	仁多郡森林組合	
			民有林整備事業	奥出雲町	
			島根県林業病虫害等防除事業 ナラ枯れ防除	奥出雲町	
	保全松林健全化整備事業		奥出雲町		
	(3) 経営近代化施設 農業	農業	育苗施設整備事業 増設工事（ハウス）機器等更新	奥出雲町	
			死亡家畜冷凍運搬車更新整備事業	奥出雲町	
			新農林水産振興がんばる地域応援総合事業 農業機械整備	奥出雲町	
		林業	横田肥育センター繁殖施設改修事業 繁殖施設として再整備	奥出雲町	
			林業機械作業システム整備事業 高性能林業機械購入補助（ハーベスタ、フォーク等）	仁多郡森林組合	

(4) 地場産業の振興 技術習得 施設	定住促進センター大規模改修	奥出雲町	
(5) 企業誘致	貸工場整備事業	奥出雲町	
(8) 観光又はレクリエーション	要害山休憩所整備事業	奥出雲町	
	中国自然遊歩道休憩施設整備事業	奥出雲町	
	三井野原スキー場トイレ整備事業	奥出雲町	
	スキー場整備事業 スキーリフト、ゲレンデ整備車更新	奥出雲町	
	道の駅おろちループ整備事業	奥出雲町	
	山村振興施設（ヴィラ船通山）整備事業	奥出雲町	
(9) 過疎地域自立促進特別事業	開発農地振興事業 開発農地土づくり支援、作物栽培技術支援、そば振興等	奥出雲町 企業ほか	
	農業振興事業 奥出雲ブランド商品のPR、ブランド化の推進等	奥出雲仁多米・ 奥出雲椎茸・奥 出雲酒造ほか	
	特産振興事業 有機エゴマの栽培拡大支援等	奥出雲町	
	仁多米振興事業 仁多米振興支援、仁多米給食推進等	奥出雲町	
	畜産振興事業 肉用牛優良繁殖基盤雌牛確保対策等	奥出雲町	
	林業振興事業 林業従事者の育成・確保及び雇用創出	奥出雲町 仁多郡森林組合	
	特用林産振興事業 きのご関連技術開発等	奥出雲町 第3セクターほか	
	商工観光振興事業 観光振興活動、イベント開催補助、 奥出雲ブランド商品の情報発信等	奥出雲町 商工会 観光協会ほか	
	斐伊川サミット振興事業	奥出雲町 出雲市	

		雲南市 飯南町	
	地域産業競争力強化事業	各団体	
	企業誘致促進事業	奥出雲町	
	人と仕事のマッチング支援事業	奥出雲町	
	起業・創業促進事業 地域リーダー育成、産業創出事業	奥出雲町	
	温暖化防止対策事業 住宅用太陽光発電施設等の設備整備者 に報償金交付	奥出雲町	
	資源有効活用事業 バイオマス資源利活用研究事業への助 成等	奥出雲町	
	産業人材育成・担い手確保支援事業 医療・介護職や若者を中心とした雇用 促進、産業人材育成のための資格取得助 成等	奥出雲町	
(10) その他			
	自然エネルギー利活用事業 公共施設ボイラー、チッパー等整備	奥出雲町	
	バイオマス産業都市推進事業 作業道、高性能林業機械、加工場整備	奥出雲町	
	阿井発電所建設事業	奥出雲町	
	三沢発電所改築事業	奥出雲町	

3. 交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

1. 国・県道等の主要幹線道路の改良整備

交通体系の確保は、産業、雇用、教育、医療等の基礎となるものであり、特に本町においては、地形、気象等の自然的・地理的条件が厳しく、遠隔な立地条件のため、日常生活圏が広域化せざるを得なくなっており、交通体系の確保は過疎地域自立促進の基本的条件である。

本町は、鳥取県、広島県と接する島根県の東南東に位置し、中国縦貫自動車道東城 IC、三次 IC、庄原 IC からそれぞれ約 1 時間、県都松江市へは 1 時間以内の距離にある。

国・県道をはじめとする基幹的道路網は、住民の生活基盤としてはもとより、産業基盤さらには交流社会の基礎的な基盤としても極めて重要な役割を担っている。

町内には国道 314 号と国道 432 号が通り、国道 314 号は、坂根・三井野原間が未整備であったため山陽方面からの大型車、バスの通行が不可能であったが、平成 4 年 4 月の「奥出雲おろちループ」の開通によりこれが可能となり、産業、観光面で大きな効果が現れている。国道 432 号については、平成 13 年阿井地内が改良され広島県への短縮が図られた。

県道については、逐次道路整備が進められているが、急勾配、急カーブ等未改良箇所も多く、安全な交通手段の確保及び社会経済活動等地域振興のため、早急な道路整備が必要となっている。

また、中国横断自動車道尾道松江線や中国縦貫自動車道及び米子自動車道への高規格道路の開通により、県及び他市町との連携のもと、アクセス道の整備の必要性が一層高まってきている。

【表】国・県道の整備状況

平成 26 年 4 月 1 日現在（単位：m・％）

路線名	実延長	改良		舗装		備考
		延長	率	延長	率	
国 道	55,974	55,974	100.0	55,974	100.0	
主 要 地 方 道	64,316	47,951	74.6	61,164	95.1	
一 般 県 道	48,860	27,690	56.7	48,850	100.0	
合 計	169,150	131,615	77.8	165,988	98.1	

2. 町道・橋梁の改良整備

本町の町道は、住民の利便性の向上や集落間の連絡、生活環境の改善等を目指して整備されてきたが、近年では国・県道や農業近代化施設、事業所などを結ぶ産業振興道路としての重要性が増している。

幹線道路である 1・2 級町道については、過去の過疎対策で積極的に取り組んだ結果、改良率、舗装率とも 91%を上回っているが、住民生活に直結するその他町道については、改良率 54.6%、舗装率 63.3%と依然、未改良未舗装区間を多く残している。特に、緊急自動車が進入できない路線も多数あり、住民生活の安定と地域の活性化を推進する上で、長期的かつ総合的に改良整備する必要がある。

また、改良済の幹線区間においても急速な交通量の増大、大型車両の増加に伴い、特に冬期間における交通に支障が生じており、2車線化などの二次改良の必要がある。

一方、道路新設等に伴い町道の総延長は 539km に達しており、今後の維持管理が重要な課題となっている。

平成 24 年 12 月 2 日に発生した「中央自動車道上線 笹子トンネル天井板落下事故」を起因として、既存の社会インフラの老朽化対策の必要性が議論され、この結果平成 25 年 6 月に道路法の改正が行われ「点検基準の法定化」がなされた。

改正道路法に基づき、平成 26 年 3 月に「定期点検に関する省令・告示」の公布が行われ、「5 年に 1 回の定期点検の実施」「近接目視による点検」が義務付けられ、平成 26 年 7 月に施行された。

本町には、改正道路法による定期点検の対象となる施設としては、道路橋 486 橋 道路トンネル 1 基が平成 27 年度において存在する。

この間、地方自治体の取り組み支援のための「道路メンテナンス会議」が各県単位で設立されるとともに、定期点検の実施のための具体的な方法を定めた「定期点検要領」が示された。

これらを踏まえ、点検が義務付けられた施設については年次的点検計画を定め実施するとともに、点検結果に基づく長寿命化対策を施す必要がある。

また、道路の路面や法面等の道路ストックについても、施設の安全安心な利用を確保するため、これまでと同様に路面性状調査や法面点検を計画的に実施し、老朽施設への対策を実施する必要がある。

【表】町道の整備状況

平成26年4月1日現在（単位：m・％）

道 路	実延長	改 良		舗 装		備 考
		延 長	率	延 長	率	
1級町道	55,866	51,491	92.2	55,621	99.6	
2級町道	40,928	37,487	91.6	38,303	93.6	
小 計	96,794	88,978	91.9	93,924	97.0	
その他町道	442,074	241,205	54.6	279,702	63.3	
合 計	538,868	330,183	61.3	373,626	69.3	

注：幅員5.5m未満も含む

道路等の現況調査

3. 農林道の整備

農道の整備は、本町の基幹産業である農業の振興に加え、生活の利便性を確保するうえで重要な課題である。

農道は、県営事業で広域農道をはじめ、農免農道、一般農道、土地改良総合整備事業及び市町村営で団体営農道、土地改良総合整備及び各種補助制度を導入し重点的に事業を進めてきた。

圃場整備で新設した支線農道及び耕作道は、幅員4.0m未満のものが多く、大型機械の搬出入等が困難であるため再改良を必要とする路線が多い。また、集落関連農道についても早急に改良・舗装が必要である。

しかし、国営農地開発事業については、農地造成に伴い、ほ場と集落や幹線道路を結ぶ道路網の整備が図られ利便性がよくなっている。

一方、林道については、森林面積が83.3％に達している本町では、森林資源の確保を図るため林道の新設・改良を進め、担い手不足の山林管理を効率化することとなり、ひいては森林の適切な整備・保全にもつながる。また、UIターン者の有効な職場の誘導にも繋がり、今後積極的に進めていく必要がある。

4. 交通確保対策

昭和12年に全線開通したJR木次線は、町内に出雲八代、出雲三成、亀嵩、出雲横田、八川、出雲坂根、三井野原の7駅を有しており、住民の生活交通手段として運行されている。

また、平成10年からはトロッコ列車「奥出雲おろち号」が運行され、観光需要を喚起しているが、マイカーの普及と沿線住民の人口減により、利用者は依然減少傾向にある。

木次線は、少子・高齢化や人口減少が続く本町において、交通弱者の幹線道路網の未整備や冬期間の交通手段として日常生活上、重要な役割を果たしており、今後の木次線の利便性が一層促進されれば、本町の社会経済や住民生活に極めて大きな影響を与えるものである。

沿線地域の活性化の核として、将来にわたり鉄道を維持存続させるため、地域から鉄道を支え利活用についても改善を図っていく必要がある。

平成12年度から出雲三成駅舎周辺の整備が継続的になされ、特に、平成12年度に整備された「仁多特産市」は観光客に好評を得ている。また、国の特定交通安全施設整備事業とともに平成16年度には国道の斐伊川側の歩道に屋根を架け、住民が四季を通じて利用できる安全で憩える空間を造った。平成21年度には「スイッチバック」、「延命水」で有名な出雲坂根駅舎周辺の整備がされ、安全性、利便性の向上が図られた。以前より人気スポットとして県内外から多くの集客を得ており、今後も更なる集客による活性化が期待される。

今後も、老朽化の著しい駅舎の改修・改築及び周辺整備を行うことで地域の活性化の拠点となることが期待される。

路線バスについては、第3セクターである奥出雲交通（株）が42系統を運行している。一律運賃方式で運行しているが、不採算路線を多く抱えている。旧仁多郡二町の合併によって運行エリアが広域化し、今後ますます高齢化が進行する中、町民の生活交通手段として更なるサービスの拡充が求められている。

今後更に交通弱者は増えることが予想されるので、将来を見据えた住民の利便性向上のための各種対策を調査・検討していく必要がある。

また、冬季間の大きな交通の支障になる積雪対策についてもきめ細かな取組みが必要となる。

5. 情報化の促進

本町においては、産業振興や人口定住を促進するうえで都市圏との時間や距離の遠隔が大きなハンディキャップとなっているが、情報ネットワークの進展は、地域間の情報交流を推進し、都市圏との格差是正や新たな産業の創出など、地域振興や経済発展に大きな影響を与えている。

情報ネットワークシステムの整備については、平成19年度に全町光ファイバー網を構築しCATV、高速インターネット、告知放送、IP電話のサービスを開始しているが、今後導入される新たなサービスへの対応や防災時には重要情報伝達手段として活用が見込まれることから設備やシステムの高度化等を図る必要がある。また、平成21年度からテレビ電話を活用した高齢者等の生活サポート、見守りを行っているが、より使い勝手を良くするためのソフト面の

強化が課題である。

また、携帯電話の不通地域があり、通話エリアの充実は、町民の生活にかかわるあらゆる分野で利便性を高めるものであり、早急に整備を図る必要がある。

なお、避難所や観光施設の公衆無線LAN整備を実施しており、災害時を含めた情報化にも引き続き努めていく必要がある。

行政の情報化については、これまで行政事務の効率化を目的に、税務・住民票等定型業務の電算システム化を進めてきた。同時に、町民サービスの向上を目的に、政府が進める電子政府構想により各種申請届出書や公共施設の予約の電子化などを着実に進めている。広域的には雲南広域連合において、構成町村内の介護保険業務の情報ネットワーク化が整備された。また、情報発信については、ホームページを開設し全国に向けて情報を発信している。

近年、情報通信技術は急速に発展・普及しており、これに対応した基盤整備が求められている。本町においても地域情報化の方向性を明らかにし、広域的な連携も図りながら情報通信機能の強化・充実に努め、高度情報化社会に対応した地域づくりを推進する必要がある。

6. 地域間交流の促進

都市との交流の促進は、産業や経済、文化など幅広い分野で、地域の活性化や自立促進のきっかけになるだけでなく、双方の住民にとって有益な体験である。また、本町への移住のきっかけにもなりうるものである。地域が持つ固有の資源や歴史、文化遺産などを産業や観光と有機的に結びつけながら、共通認識と創意工夫のもと最大限に活用していくまちづくりが重要となっている。

こうした中、地域ブランドである「仁多米」を活かした消費者交流を促進するため、平成13年度に町が改修整備した「ふれあい交流館」を「一味同心塾」と称して、料理研究家を館長に迎え、平成14年から「食と農」をテーマとした体験、交流事業を全国に発信している。また、近年、集落が農業体験を通じた交流や豊かな自然を活用した体験学習など、その形態が多様化してきている。

これらの地域間交流事業の誘客・宣伝については、ホームページ等による情報発信を積極的に行っており、今後も特色のある地域の魅力発信を継続する必要がある。

一方、そろばん交流事業や語学指導等を行う日本語ボランティア事業など国際交流活動を続けてきている。引き続き、こうした住民主体の活動を支援していく必要がある。

今後ともこの交流の輪を大切にしながら、自然、環境、資源など町の地域特性や産直事業な

どを生かし、産業、教育、文化など多種多様な分野において町の情報を発信しながら一層地域間交流を進め、更なる奥出雲ブランドの確立、地域の自立促進や住民生活の向上を図っていく必要がある。

(2) その対策

1. 主要幹線道路の整備

平成22年国勢調査による従業地の状況を見ると、15歳以上の就業者7,579人のうち13.3%にあたる1,011人が町外に勤務しており、松江市の224人をはじめ県内には932人、鳥取県に32人、広島県に25人が勤務している。

また、町外からの勤務者も多く、道路網の整備とモータリゼーションの発達により住民の生活圏はますます広域化している。

近年の地域住民の生活圏域と経済活動の広がりや都市交流などにより、交流人口は今後ますます増大するものと予測されるため、県都並びに主要都市へのアクセス道など広域的な主要幹線道路の整備が重要である。

町内の主要幹線である国道については、これまで拡幅改良が計画的に進められ事業の進捗を見ているが、一部幅員の狭い箇所も残っており、更に通勤・通学等の利便性と交通安全対策を図るため、早期に全線においての拡幅改良が望まれる。

一方、松江市へのアクセス道路として重要な玉湯吾妻山線を始め、横田多里線など、主要地方道5路線について引き続き未整備区間の早期整備を要望する。

大仁広域営農団地農道については、町の東部から県都松江市への最短ルートであるため、利用者が多く、特に冬季間の交通確保のための改良整備を働きかけていく。

既に開通した中国横断自動車道尾道松江線については、今後インターチェンジへのアクセス道路の整備を県及び関係市町並びに整備改良促進期成同盟等と連携を密にし、推進していく。

2. 町道・橋梁の整備

町道の整備は、地域住民の利便性の向上、生活環境の改善等とともに、地域の産業・経済の発展に欠くことのできない重要な課題である。

特に、中国山地の麓に位置している本町においては、地形的条件に恵まれていないため、道路の改良整備には多額の経費と年月を要するが、限られた財源の中で有効かつ効率的な制度事業の導入と国・県道等幹線道路の整備との整合性を保ちながら計画的な改良整備を図っていく。

1・2級の幹線町道については、未改良区間の整備を急ぐとともに交通量の増大、車両の大型化に対応した2車線化、歩道の設置など二次改良を進める。

その他町道については、住民生活の安定と、地域の産業振興に密接に関連した路線を中心に整備を進める。

道路橋梁、道路トンネルについて年次的な点検実施計画を策定し、その計画に基づいた点検を実施していく。点検計画については、各年度の点検実施状況及び点検結果を踏まえ、点検計画の見直しを行い効率的な点検の実施を図っていく。

点検実施については、対象施設の構造や規模に応じて実施方法（直営・委託）を精査し、経費の縮減に努めていく。

点検により各施設の健全度評価を県等の助言を受けながら行い、その評価に基づく適切な改修計画を立案し実施することにより施設の健全性を確保し、安心安全な施設利用を図っていく。

また、路面や法面等の道路ストックについては、路面性状調査や法面点検等の結果を踏まえ、施設利用者に対する安全性・緊急性等を判断し、適切な改修を実施することにより、利用者の安全を確保する。

3. 農林道の整備

未改良農道の計画的な改修を促進し、農林産物の生産拡大と流通の合理化を図る。

本町の豊富な森林資源の有効活用と森林の適正管理を目指した林道整備を進め、農林産物の生産拡大を図る。

4. 交通確保対策

仁多地域は三成地区、横田地域は横田地区を中心にそれぞれ東西南北広範囲に集落が点在し、公共交通機関は通学、通院、買い物など生活に直結する重要な生活交通手段であり、高齢化が進む中で、将来にわたって維持確保に努めなければならない。

JR木次線は、地域の住民生活にとって欠くことのできない路線であり、将来とも本町の7駅の維持存続のため、人の集まる駅をめざして、駅舎の整備と鉄道利用状況の改善等を図る。既に出雲三成駅舎周辺整備により活性化できることは実証済みで、今後他の駅舎を含めた周辺整備により地域の核となるよう実現を目指す。

また、木次線強化促進協議会を通じ、学校行事での利用に対する補助、イベント列車の運行等により利用促進を図っていくとともに、トロッコ列車の運行による観光客の利用増大を更に図っていく。

路線バスについては、仁多・横田両地域とも中心部を基点とする新規路線の開設や延長だけでなく、交通空白地域・不便地域の解消に向け、地域の実情にあった運行形態による生活交通の確保を図り、町民の生活交通手段の確保に努める。

また、路線バスは交通弱者である高齢者の利用率が高く、学生や高齢者にとって今後とも必要な「足」であり、乗降に伴う負担軽減を図るため、低床バスの導入整備、車両施設を逐次更新していく。

さらに、冬季間は積雪や凍結により通勤や通学、経済活動などに大きな影響が出ないように除雪対策など設備の充実や体制づくりを進める。

5. 情報化の促進

過疎地域における情報通信基盤の整備は、地理的不利性からくる時間距離の制約や非効率などの問題を克服し、日常生活はもとより産業面、教育面、保健医療面、防災面など、さまざまな分野で変革をもたらし、このICTの利活用が新たな可能性を切り開く手段として期待されている。

情報通信ネットワークについては、町内全域に光ファイバー網による高度情報通信情報基盤の整備を行っているが、日々進歩する情報通信技術において、高度化、多様化する住民ニーズに対応できるソフト事業、システムや施設設備の更新・強化の整備を進め情報化レベルの向上を図る。テレビ電話においては、防災・防犯情報の発信等、時代に即したソフト面の開発を進めている。また、携帯電話サービスは、民間事業者の基地局整備を促進し町内通話エリアの拡充を進める。

行政の情報化については、引き続き、インターネットを活用し、積極的な情報の発信、サービス提供に努める。また、高度情報通信ネットワークに対応するため、LGWAN（総合行政ネットワーク）や全県域WANを活用し、公共団体情報の共有化を図りつつ、事務の効率化・迅速化を図る。特に電子自治体の構築に向けて、島根県と市町村、各種団体との共同開発による各種オンライン手続きシステムの構築を推進し、システムの利用促進、マイナンバー制度等に対応した機能の拡充を図る。

また、平成27年度に町内の観光施設、学校及び公民館等35か所に整備したWi-Fiアクセスポイントの増設や専用アプリの開発・展開等、利便性の向上が必要である。

6. 地域間交流の促進

森林体験や農業体験、アウトドア体験、工芸体験、伝統芸能体験など地域資源を生かし、アグリツーリズムなどによる都市部との地域間交流を促進し、体験型農業の推進を図る。

そして、引き続き、これまでの出身者交流などを進めながら、新たにゆとりを求める都市等

の住民ニーズや都市型企業が農山村において行う人材育成プログラムの合宿・研修等に対応した、地域資源を活用した体験を積極的に受け入れながら、斐伊川の上流と下流の自治体が地域の実情に応じた協力体制を取り決めた森林整備協定の締結を促進するなど、国民共通の財産である中山間地域を守り育てるための仕組みづくりを進めるとともに、地域交流拠点の整備を進める。

また、UIターンを一層促進するため、多様な住宅ニーズに対応して、民間賃貸住宅建設支援事業に加えて、分譲住宅事業の整備や菜園付き住宅の整備などを行ってきた。それに加えて、空き家情報を提供し、賃貸や売買のマッチングを支援する「空き家バンク制度」の充実を図るとともに、空き家となっている個人住宅の活用をはじめ、若者定住住宅等を活用した「お試し住宅」の提供など、住み替えしやすい環境を推進することにより、県外からのUIターンを促進する。

(3) 事業計画〔平成28年度～32年度〕

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	道路新設改良・三沢山根線（小寄工区） L=920m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・三沢山根線（山根工区） L=1,100m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・湯の原線 L=1,752m W=7.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・郡三成線（乙多田・高柴工区） L=1,200m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・郡三成線（里田工区） L=1,580m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・郡三成線（郡工区） L=1,150m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・川東雲崎線 L=420 W=7.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・高尾線（上高尾工区） L=1,300m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・高尾線（野間工区） L=1,300m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・下場中条線（横田中村工区） L=950m W=10.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・樋口多久野線（中村・大呂工区） L=2,450m W=7.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・三沢河内線 L=1,670m W=7.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・川東下垣内線 L=1,560m W=5.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・福頼線 L=1,600m W=7.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・福頼線（第2期） L=1,590m W=7.0m	奥出雲町	

道路新設改良・蔵屋福頼線 L=260m W=6.0m	奥出雲町	
道路新設改良・五の畑線 L=1,100m W=5.0m	奥出雲町	
道路新設改良・高尾吉ヶ口線 L=2,730m W=7.0m	奥出雲町	
道路新設改良・追谷万丈線（追谷工区） L=300m W=5.0m	奥出雲町	
道路新設改良・追谷万丈線（万丈工区） L=400m W=5.0m	奥出雲町	
道路新設改良・要害山線 L=625m W=5.0m	奥出雲町	
道路新設改良・山郡線（第2工区） L=1,000m W=5.0m	奥出雲町	
道路新設改良・宇根路線	奥出雲町	
道路新設改良・三森原下線 L=767m W=5.0m	奥出雲町	
道路新設改良・滝坂線 L=400m W=9.75m L=227m W=7.5m	奥出雲町	
道路新設改良・大市六坂線 L=440m W=4.0m	奥出雲町	
道路新設改良・大畑線	奥出雲町	
道路新設改良・下女良木線 L=170m W=4.0	奥出雲町	
道路新設改良・川西古市線 L=300m W=5.0m	奥出雲町	
道路新設改良・町道川西線外1路線 L=400m W=4.0m	奥出雲町	
道路新設改良・大峠矢入線 L=20m W=5.0m	奥出雲町	
道路新設改良・阿井幼稚園線 L=35m W=7.0m	奥出雲町	
道路新設改良・角川端線・角川端線支線1号 L=690m W=5.0m	奥出雲町	

		道路新設改良・馬木三成線 法面工事・交通安全	奥出雲町	
		道路ストック総点検・馬木三成線 1・2級・その他路線	奥出雲町	
		雪崩対策事業・小八川線・小八川西線	奥出雲町	
	橋りょう	橋梁長寿命化改修計画関連事業 定期点検結果に基づく計画的改修	奥出雲町	
(2) 農道		農地整備事業 通作条件整備 一般農道 整備 上三所中村地区 L=870m、W=5.0m	島根県	
		農山漁村振興交付金 横田西ふるさと農 道たたら大橋 橋梁桁塗装事業	奥出雲町	
(6) 電気通信施設等情 報化のための施設				
	通信用鉄 塔施設	移動通信施設整備事業 移動通信用鉄塔施設整備事業	奥出雲町	
	その他	情報通信施設整備事業 情報通信センター機械設備整備	奥出雲町	
(7) 自動車等				
	自動車	公共交通施設整備事業 路線バス等	奥出雲町	
(9) 道路整備機械等				
		雪寒機械購入事業 除雪ドーザ、機械車庫整備	奥出雲町	
(11) 過疎地域自立促進 特別事業				
		ふれあい交流推進事業 ふれあい交流館事業等	奥出雲町	
		尾原ダム地域づくり推進事業	奥出雲町 NPO 法人等	
(12) その他				
		県営橋りょう整備事業負担金	島根県	
		道路整備事業 52条負担金	島根県	
		除雪対策事業	奥出雲町	
		交通安全施設整備事業 カーブミラー、ガードレール他	奥出雲町	

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

若者をはじめとする定住を促進するためには、新しいライフスタイルにふさわしい住宅整備や基礎的な生活環境の整備が不可欠である。

特に、下水道施設や簡易水道は都市部と比較して大きな格差があったが、長年の整備の結果、その差は縮小しつつあるものの依然として格差は存在している。

これらは、環境に対する負荷の軽減や保健衛生面における最低限のインフラであり、集落規模や散在住居など地理的状況等に応じた適切な手法により早急な整備が必要である。

1. 上水道の確保

快適な生活環境を実現するため、上下水道の整備は必要不可欠なものである。仁多地域は、三成・三成第2・亀嵩・阿井・鴨倉・高尾の6カ所の簡易水道施設を運営し、横田地域は、平成26年度末で簡易水道施設8カ所、飲料水供給施設2カ所、営農飲雑用水供給施設2カ所が整備され、町全体の給水人口は13,067人、給水率は98.6%となっている。

両地域とも、既存施設においては、水洗トイレの普及など生活様式の多様化、さらには汚水処理施設の整備計画により水量不足をきたしている個所や老朽化した施設もあり、年次的に施設の拡充や改良・整備をはじめ、水質の向上や水道未普及地区の解消など長期的視点に立った総合的な給水体制の確立が必要である。

【表】簡易水道施設の概要

平成27年3月31日現在 (単位:人・件・m³)

区分 施設名	給水開始	計画給水 人口	現在給水 人口	給水 件数	日最大 給水量	備考
三成第二簡易水道	昭和37年4月	2,070	1,937	714	584	
三成簡易水道	昭和35年4月	2,820	1,992	960	1,541	
亀嵩簡易水道	昭和43年12月	980	928	371	571	
阿井簡易水道	昭和28年12月	2,020	1,538	546	489	
鴨倉簡易水道	平成4年7月	220	139	53	72	
高尾簡易水道	平成13年9月	500	363	116	160	
横田簡易水道	昭和30年1月	3,230	2,498	1,100	1,296	
三井野簡易水道	昭和45年8月	140	66	32	85	
大馬木簡易水道	昭和47年12月	1,000	727	274	305	
雨川簡易水道	昭和48年5月	110	96	39	36	
小馬木簡易水道	昭和56年5月	598	469	164	142	
八川簡易水道	昭和58年4月	1,093	885	356	363	
鳥上簡易水道	平成4年12月	1,450	1,077	400	571	
大谷簡易水道	平成14年5月	250	182	63	41	
合計	14カ所	16,481	12,897	5,188	6,256	

【表】飲料水供給施設の概要

平成 27 年 3 月 31 日現在 (単位：人・件・m³)

施設名	区分	給水開始	計画給水人口	現在給水人口	給件数	日最大給水量	備考
大八川地区		昭和 42 年 10 月	60	23	8	13	
坂根地区		平成 10 年 3 月	52	28	13	11	
合計		2 力所	112	51	21	24	

【表】営農飲雑用水供給施設の概要

平成 27 年 3 月 31 日現在 (単位：人・件・m³)

施設名	区分	給水開始	計画給水人口	現在給水人口	給件数	日最大給水量	備考
板敷地区		昭和 56 年 12 月	98	67	19	29	
三森原地区		昭和 61 年 11 月	73	52	13	29.5	
合計		2 力所	171	119	32	58.5	

2. 汚水処理施設等

地球環境の保護意識の高まりや生活環境の整備という見地から生活雑排水のクリーンな処理とトイレの水洗化が重要視されており、また、河川・湖沼の水質汚濁が叫ばれる中、宍道湖・中海に注ぐ斐伊川の最上流に位置する本町にとっては、汚水処理施設の整備は喫緊の課題となっている。

仁多地域においては、平成 3 年度より農業集落排水事業が阿井地区で着工されたのを皮切りに、平成 6 年度には三成地区の公共下水道事業に着手し、平成 8 年度には阿井地区、平成 11 年度には布勢地区、平成 14 年度には三成地区、亀嵩地区が、平成 16 年度には三沢地区が完成したところである。また、浄化槽の設置は平成 27 年 3 月末現在 670 基となっている。

一方、横田地域では、平成 3 年度より農業集落排水事業が馬場地区にて着工され、平成 5 年度には古市地区、平成 8 年度には八川本郷地区、平成 9 年度には三井野地区、平成 14 年度には鳥上地区、平成 15 年度には馬木地区とそれぞれ整備したところである。横田市街地では都市計画事業に合わせて平成 7 年度から公共下水道事業に着手し、平成 12 年度末より供用開始をしている。浄化槽の設置は平成 27 年 3 月末現在 450 基である。山間部の過疎地域の特徴として浄化槽設置対象が多い上、その普及率も 85.3%であり、引き続き普及の推進を図ることが必要である。

下水道の建設には多額の財政負担、住民負担が必要となり、また、施設の維持管理費にも相当な経費が必要となる。現在様々な制度があり、地域の発展度合いと住民の理解を得ながら計画的な施設の整備が行われるよう研究、推進していく必要がある。

3. し尿及びごみ処理対策

本町の公共下水道、農業集落排水処理及び合併処理浄化槽等を除くし尿処理は、雲南広域連合で共同処理されており、平成26年度で処理人口1,481人、10.8%となっている。

ごみ処理（一般廃棄物処理）については、可燃物・不燃物とも奥出雲町一般廃棄物処理基本計画に基づき実施している。

可燃物処理については、仁多可燃物処理センター（可燃物焼却施設）で焼却処分している。平成14年度にダイオキシン類規制強化のための大規模改修を実施し、焼却能力は20t/日（8時間）である。

不燃物処理については、仁多クリーンセンター（不燃物処理施設）にて処理を実施している。平成22年度に埋立処分場を確保するために嵩上げ事業を実施したが、埋立処分場浸出水処理施設の設備等耐用年数が来ており、早急な対応が必要である。

また、平成19年度よりプラスチック類・ペットボトル類の分別収集を開始し、それまで実施していた空き缶等の金属類と同様、リサイクルを実施し、循環型社会の推進を目指している。

4. 消防救急施設の整備

地域住民の生命・財産を災害から守るとともに、災害を未然に防止することは、自治体に課せられた基本的な使命であり、火災時における消火活動はもとより予防・救急・救助・防災などその使命は多岐にわたっている。

本町における消防・防災活動は、地域住民の協力のもと消防団による非常備消防体制がとられてきたところである。しかし、人口の減少による消防団員の不足や町外勤務者の増加による常時出動可能な消防団員の減少、社会経済情勢の進展に伴う防火対象物や危険物施設などの増加による消防技術の複雑化、高度化に対処するため、平成3年度に広域消防組合に加入し、仁多分署を設置し消防力の強化を図ったところであり、現在は、雲南広域連合で共同処理を行っている。非常備消防体制は、現在9分団、48部で編成し、団員数615名で組織している。

消防施設の整備については、機動力のアップのため小型動力ポンプを順次積載車化してきたところである。今後とも消防団員の減少が続いていくものと予想され、迅速な消火活動を行う

ため消防施設の改善、機械器具の更新を進める必要がある。

また、消防水利が充分でない地域があり、地域住民の協力を得ながら消火栓及び防火水槽の設置を進めていく必要がある。

さらに、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や台風被害などの教訓から、地震や風水害などによる甚大な被害を想定した防災・減災対策を進める。

【表】消防施設等の状況

平成27年3月31日現在（単位：人・台）

地区別	本部	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
団員数	15	59	82	59	70	47	55	94	67	67	615
機械器具	自動車ポンプ	-	1	2	1	2	1	1	2	1	12
	小型動力ポンプ付積載車	-	4	5	4	4	3	3	5	4	36

5. 公的賃貸住宅

平成22年国勢調査によると、本町の持ち家率は島根県平均の70.8%に対し84.4%と高いが、12.8%に当る596世帯が公営・民営住宅に居住している。

町の人口・世帯数は減少傾向にあり、高齢化と核家族化が一層進んでいる状況にある。

過疎化、高齢化が進展する中で、若者向け住宅団地（分譲団地）の造成や町営住宅の老朽化に伴う改築又は整備が必要となっている。

経済の進展や生活環境の変化により住宅に対する意識は量から質への志向に変わってきており、公的賃貸住宅についても周辺住環境を含めよりグレードの高い住宅の建設が求められている状況である。

【表】住宅所有形態別一般世帯の状況

（単位：戸・%）

総世帯数	持ち家	公営・公団・公社住宅	民営住宅	給与住宅	間借り	住宅以外
4,647	3,920	453	143	36	20	75
(割合)100.0	84.4	9.7	3.1	0.8	0.4	1.6

平成22年国勢調査

仁多地域では、町営住宅66戸、定住住宅30戸、雇用促進住宅60戸、若者定住向け公社賃貸住宅264戸、世帯者向け公社賃貸住宅24戸が整備されており、低所得者層・中間所得者層世帯を含め住宅環境はほぼ充実している。しかし、近年少子化の進展に伴い、若者向け公社単身住宅の空き家が目立ちはじめており、その利用促進対策が必要である。

また、平成33年度には雇用促進住宅の廃止が予定されており、民間譲渡を含め、その対策が必要である。

一方横田地域では、これまで住宅の需要状況をにらみながら随時公的賃貸住宅の建設を進めてきた。また、県の民間賃貸住宅建設促進事業を導入し、民間アパートの整備にも力を入れてきたが、核家族化の進行、UIターン者の増加などにより公的賃貸住宅は不足気味に推移しており、今後ますます需要は増加していくものと予測される。

今後も公的賃貸住宅の計画的な整備に当っては、急激に進む少子・高齢化を踏まえ、質的な向上にも配慮し、住民が安らぎと潤いのある生活ができるよう整備を進める必要がある。

宅地整備については、近年の持ち家志向と定住の促進に配慮し、公共事業等による転宅用宅地や分譲団地を整備し、住宅建設が進められている。今後とも需要動向を見極めながら、公的賃貸住宅等の適正管理・整備と合わせ個人住宅建設促進と宅地の供給に努める必要がある。

6. 都市計画事業の推進

横田地域では、都市的機能を持った住環境の整備を行い、定住を促進するため横田市街地において都市計画事業が進められ、これまで都市下水路、公共下水道の整備、街なみ環境整備事業によるポケットパーク、せせらぎ水路、細街路整備が行われてきた。

今後、横田市街地を形成する都市計画道路の整備による住環境の改善などが求められている。

また、三成地区では主要地方道玉湯吾妻山線整備事業に合せたまちづくり事業が計画されている。

しかし、街路事業では多数の家屋移転が伴い、相当数の移転先代替地が必要となるなど、多額の財源と解消すべき幾多の問題を抱えている。

このため、事業の計画的で円滑な推進を図るためには、財源の確保と事業執行体制の構築が不可欠である。

都市公園では、施設の老朽化が急速に進行しており、三成公園、横田公園においても設置から30年以上経過した物が多くを占めている。厳しい財政事情の下で適切に維持補修・更新を行っていくこと、また必要な整備とのバランスを図りつつ既存施設の所要の機能を維持していくことが重要な課題となっている。

7. 景観整備

人口の減少に伴い、担い手不足や少子高齢化が進み町内に耕作放棄地や空き家が目立つようになってきた。また、自家用車で町内観光やトロッコ列車、サイクリングなどでの多くの観光者が訪れており、景観整備が重要となっている。奥出雲町の大きな財産である豊かな自然や歴史文化を最大限に活かすために既存の観光資源と連携した地域の特色ある景観づくりを進める必要がある。

(2) その対策

1. 上水道の確保

水は、健康で快適な生活を営む上で必要不可欠なものであり、全ての町民が良質な水道水の安定的な供給を受けられるよう施設整備を進める必要がある。

このため、安全かつ安定的供給を確保するため水道施設の計画的整備を進めるとともに、未普及家庭の解消に努めていく。また、供給水の質的水準の向上を図るとともに水源の水質保全対策を推進する。

既存施設の多目的利用による水源の確保や拡張・改良については、引き続き安定的な水量を確保できるよう計画的に老朽施設の更新・改良を進める。

2. 汚水処理施設等

若者定住のための都市的生活環境の整備、また、斐伊川の源流地域として河川・湖沼の汚濁防止のため、汚水処理施設等整備及び接続率の向上については、重点的に引き続き取り組むこととする。

特に、過疎地域の特徴である山間部などに点在する集合処理区域以外の地区については、町設置による合併処理浄化槽の設置の普及・推進を図る。

3. し尿及びごみ処理対策

ごみ問題の根本的な解決のためには、町民・行政・企業の役割分担を明確にした上で、廃棄物そのものの発生や排出をできるだけ抑制することを基本として、古紙回収等によるリサイクルを進め、環境への負荷の少ない循環型の社会システムの実現を図る。

不燃物処理については、分別収集の徹底や精度向上を図り啓発活動等の実施を推進する。

4. 消防救急施設の整備

老朽化した小型動力ポンプと自動車ポンプについて、逐次更新し、消防機械器具の近代化と機動力のアップを図る。

防火水槽については、地域住民の協力を得ながら整備し、消防水利の充足率を高める。

また、予防消防体制をさらに推進するとともに、防火クラブの結成など自主防災体制の強化と防火意識の高揚に努める。

さらに、町民の防火・防災意識の高揚と消防団の体制強化や避難・防災訓練などを進め、広域的消防体制の充実に努める。

公共施設や民間住宅については、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

5. 公的賃貸住宅

今後とも定住対策として老朽化した公的賃貸住宅の改築・改善を行うとともに、長寿社会にも対応できるようバリアフリー化した、人に優しい高齢者向け住宅や、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅の建設など、住環境の整備に努める。

6. 都市計画事業の推進

横田地区では、市街地を形成する都市計画道路の整備を進め、三成地区においては主要地方道玉湯吾妻山線整備事業に合わせた住民との協働によるまちづくり事業を進める。

町の顔となるメインストリートの整備を推進するとともに、街路事業に合わせ各種事業を導入し街路周辺の住環境改善を推進するとともに地域の活性化を図る。

都市公園では、計画的な維持管理に関する取組として、安全性の確保、機能の確保及びライフサイクルコストの縮減を行っていくため、施設の長寿命化計画を策定し、老朽化が進んだ横田公園の水泳プール、管理棟、多目的広場、テニス場、三成公園陸上競技場等の改修を行い、計画に基づく維持管理・更新を的確に行うほか、三成公園では、東京オリンピックキャンプ地招致、平成30年全国中学生ホッケー選手権大会開催に向けた人工芝ホッケー場の改修を行うとともに、既存の施設の維持管理・更新を的確に行う。

7. 景観整備

美しい自然や文化に育まれた景観を保全するため、平成24年4月に策定した景観条例に基づき、案内看板やサイン等を設置し、自然景観に配慮した景観づくりを進めるとともに、町民の景観意識の醸成を図る。

(3) 事業計画〔平成28年度～32年度〕

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3. 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	八川第二簡易水道事業 配水、管路施設	奥出雲町		
		上水道改良事業	奥出雲町		
		簡易水道事業公営企業法適用支援業務委託	奥出雲町		
		奥出雲町上水道事業経営変更認可業務委託簡易水道統合上水道移行	奥出雲町		
		遠方監視システム整備事業 監視システム、伝送装置の更新・新設等	奥出雲町		
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道	公共下水道事業 管渠・処理場	奥出雲町	
		その他	浄化槽整備事業 各年度20基	奥出雲町	
			農業集落排水事業（調査計画・機能保全）	奥出雲町	
			下水道事業固定資産台帳作成業務	奥出雲町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業 可燃物処理場改修・塵芥収集運搬車整備	奥出雲町	
			一般廃棄物処理施設整備事業 不燃ごみ処理施設改修	奥出雲町	
			一般廃棄物処理施設整備事業 仁多クリーンセンター施設改修事業	奥出雲町	

し尿処理施設	汚泥処理施設整備事業 雲南クリーンセンター	雲南広域連合	
(5) 消防施設	消防設備整備事業 消防ポンプ車 4台	奥出雲町	
	消防設備整備事業 小型動力ポンプ付積載車 15台	奥出雲町	
	消防防災施設整備事業 消防防火水槽 5基	奥出雲町	
	雲南消防組合消防車両整備事業・島根県防災情報ネットワーク整備事業	雲南消防組合	
	消防施設整備事業	奥出雲町	
	島根県防災情報ネットワーク再整備負担金	島根県	
	防災減災事業 防災行政デジタル無線の整備	奥出雲町	
(6) 公営住宅	地域優良賃貸住宅整備事業	奥出雲町	
	公営住宅等ストック総合改善事業	奥出雲町	
	定住住宅建替事業	奥出雲町	
(7) 過疎地域自立促進特別事業	過疎地域防災力強化事業 災害発生時に必要な災害対策用備蓄用資機材の購入等	奥出雲町	
	消防力向上事業 消防団の被服や装備品の整備、消防大会開催経費の助成	奥出雲町	
	住宅助成事業 三世代住宅取得助成、専修学校等公社家賃補助、親元定住事業補助	奥出雲町	
(8) その他	急傾斜地崩壊対策事業	奥出雲町	
	公園整備事業・横田公園 テニス場、管理棟、水泳プール	奥出雲町	
	公園整備事業・三成公園 ホッケー場、陸上競技場整備	奥出雲町	
	公園整備事業・馬木農村広場、八川運動公園 照明LED化	奥出雲町	

	都市計画事業・角稲田線・斐伊川河岸街路整備	奥出雲町	
	まちづくり交付金事業 街並み整備等（三成地区）	奥出雲町	
	横田地域市街地街路灯整備 LED街路灯設置	奥出雲町	
	公園長寿命化事業	奥出雲町	
	河川浄化対策事業 堆積土掘削	奥出雲町	

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

1. 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

世界保健機関（WHO）の発表によると、わが国の平均寿命は世界一で急速に高齢化が進行してきており、国民の4人に1人が65才以上という高齢化社会が予測されている。

こうした急激な高齢化の進行は、若者層の減少が大きい過疎地において特に顕著であるように、本町の高齢化率は年々増加し、平成22年国勢調査による本町の高齢者比率は36.6%と、全国の高齢者比率23.0%を大きく上回っており、全国に先行して高齢化が進んでいる。また、65歳以上の高齢者のいる世帯は3,283世帯で一般世帯の70.6%、そのうち高齢者のみの世帯は1,112世帯で一般世帯の23.9%となってきている。

高齢者のみの世帯のうち、高齢者単身世帯は504世帯で25年間に3.7倍に増えてきている。また、高齢者夫婦世帯は世帯で1.5倍に増加している。

要介護認定者は平成12年度562名に対し、平成26年度では700名と25%増加し、今後も高齢化に伴い要介護老人数は一層増加することが予測される。

【表】高齢者のいる世帯の推移

(単位：世帯・%)

区分	昭和60年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯数	構成比								
一般世帯数	4,751	100.0	4,714	100.0	4,859	100.0	4,874	100.0	4,647	100.0
65歳以上の高齢者のいる世帯	2,503	52.7	3,081	65.4	3,310	68.1	3,342	68.6	3,283	70.6
高齢者のみの世帯	533	11.2	737	15.6	815	16.7	941	19.3	1,112	23.9
高齢者単身世帯	138	2.9	279	5.9	352	7.2	435	8.9	504	10.8
高齢者夫婦世帯	395	8.3	458	9.7	463	9.5	506	10.4	608	13.1
その他の高齢者世帯	1,970	41.5	2,344	49.7	2,495	51.3	2,401	49.5	2,171	46.7

国勢調査

本町では、介護保険法の施行に合わせ、施設介護や在宅介護サービスの体制づくりに向け、これまで、理学療法士・作業療法士を養成する島根リハビリテーション学院の開校、療養型病床群46床を備えた町立奥出雲病院の移転新築をはじめ、特別養護老人ホームや老人保健施設などの各種医療・介護サービスの施設整備を行ってきている。

今後も本町の高齢化、高齢者のみの世帯及び要介護老人はますます増加するものと思われる。このため、高齢者が長年住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ICTを活用しテレビ電話システムを利用した安心安全生活サポート事業、他者の協力なくしては外出できない高齢者に対しバスやタクシー料金を助成する生活交通サポート事業、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者の在宅時での緊急事態に対処するための緊急通報装置整備事業及び積雪時に自力での除雪が困難な高齢者等に対する除雪支援体制づくり事業等の生活支援事業を実施している。また、冬季間等、自宅での生活に不安のある高齢者が一定期間居住することのできる高齢者生活ホームを整備し、高齢者の自立的生活の助長や社会的孤立感の解消等を図っている。

また、高齢者が引き継ぎ、支えている地域の暮らしや伝統文化、培ってきた知恵や技術を様々な形で次世代へと伝え、これら独自の暮らしや文化を継承していくことが求められており、高齢者の多様な社会参加ニーズに対し、高齢者が自らの生き方に応じて社会参加ができるよう、出合いや交流機会の確保、社会参加と仲間づくりの支援などを実施し、元気で意欲のある高齢者が自立し、社会の担い手として自らの知識や経験、能力を活かして働くことができるよう、より多様な就業の場の創出に努めることが必要である。町社会福祉協議会の「おくいずも流地域力活性化事業」や「ボランティアセンター事業」、「ふれあいサロン事業」、「老人クラブの育成強化」の取り組みやシルバー人材センターでの高齢者の多様な就業ニーズへの取り組みなど高齢者の生きがい活動を支援するとともに、食生活改善、生活習慣の改善指導、機能訓練や介護予防、寝たきり予防・転倒予防教室などを定期的に行い、健康で生きがいの持てる施策を今後も継続して実施する必要がある。

そして、高齢者が、介護サービス、福祉サービス、インフォーマルサービスを適切に受けられるように身近な相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、サービスの充実・向上を図る一方、高齢者の社会参加の促進、生涯現役で働ける場の確保、多様な世代間の交流の促進など総合的で生きがいに満ちた老人福祉施策を今後も実施する必要がある。

2. 児童福祉その他の福祉の増進

少子・高齢化の進行や核家族化・女性の就業増加等により、子どもと子育て、家族を取り巻く環境は大きく変化してきている。そのような状況の中、子育て支援施策を中心に安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを進めるとともに、独身男女に対する「出合いの場づくり」をより積極的に進めるなど次世代を担う子ども・若者を育む環境を整えることが重要である。

本町では、子育て支援のための幼稚園の施設開放や一時保育、延長保育の取り組みとともに子育て支援センターを開設し、子育て中の保護者の育児相談に随時対応し、保護者同士が気軽に集い情報交換や育児ストレスを解消するための場作りをしている。

また、小学生が安心・安全に放課後を過ごせるように各地区幼稚園に放課後児童クラブを開設し、保護者の就労と児童の安全確保を図っているが、放課後児童支援員の確保が今後の課題である。さらに、放課後児童クラブの利用料軽減等により保護者の経済的負担の軽減を図っているが、保護者からは更なる支援の要望が寄せられている状況にある。

今後は病児・病後児保育、休日保育の導入や、困った時、緊急に助けが求められるファミリーサポート体制の組織づくりなど、地域全体での子育てを支援する意識の醸成、充実した保育環境のための安定的な保育士確保や保育の充実が求められる。

子どもの医療費助成においては、乳幼児等の疾病の早期発見及び早期治療を促進、また、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図るために、乳幼児医療費助成事業を実施している。

また、平成27年4月から児童生徒医療費助成事業を開始し、中学校卒業までの児童生徒の医療費を無料化し、児童生徒の健全な育成、保護者の経済的負担の軽減を図っている。

障がい者福祉については「第4期奥出雲町障がい福祉計画」を踏まえ、障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域づくりを推進している。

町内には就労継続支援B型事業所「けやきの郷」「ふきのとう」が開設されており、平成24年4月には福祉事務所に基幹型相談支援センターを設置するとともに、平成24年7月には相談支援事業所「ふきのとう」が、平成25年4月には相談支援事業所「サポートセンターけやき」が開設され、障がいのある方への相談支援体制が整備された。

平成23年4月にはグループホーム「ヴィラ佐白」が開所になり、障がい者の居住の場が確保されたが、障がい者の高齢化を見据え、町内に更に1箇所グループホームの設置を予定している。

また、平成25年5月には、生活介護事業所「あすなろ」が開所となり、通所による入浴、食事介助など生活支援が受けられるようになった。

また、町独自の事業として、人工透析通院・医療費助成事業、精神障がい者通院・医療費助成事業、障害福祉サービス事業所への通所費助成事業、医療機関等への外出支援サービス事業、障がい者等配食サービス事業、精神障がい者職親委託事業などを実施しているが、引き続き障がい者への生活支援、経済的負担を軽減し、外出が困難な障がい者への外出支援など、制度の拡充を図る必要がある。

(2) その対策

1. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

健康で生きがいのある老後を過ごすことは誰もの願いであり、地域の人々が互いに助け合い心の通った地域社会の実現を目指していく必要がある。

そのため、テレビ電話システムを活用した高齢者の生活サポートや介護基盤の整備を推進しながら、地域ケア会議や小地域福祉ネットワーク等の連絡組織及び配食サービス事業の展開並びに複雑多様化する老人保健福祉や社会福祉への需要に対応するとともに、今後認知症老人の増加が懸念されるため、認知症グループホームや認知症病棟を増築し、リハビリを兼ねながら本人はもとより家族が安心して生活できる場の提供を図る。

そして、これらの施策を展開するために、高齢者福祉施設、老人ふれあいホール、シルバー人材育成センター等を合わせ、拠点となる施設を整備し、それぞれの施設や組織を効率よく動かすため関係機関との連携を強化し、施策推進のため住民相互の支え合い活動はもとより自治会等関係機関が連携して活動するなど、地域の中で広いネットワークを作っていくことが必要である。

障がい福祉施策においては、地域自立支援協議会地域部会を活用し、家族会、当事者会、教育、保健、労働関係者など幅広い構成員による、定期的な情報共有を行い、引き続き地域課題を検討していく。また、障害福祉サービスに関する広報啓発等を積極的に行い、障がい福祉サービスの提供に努める必要がある。

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと過ごすことができる町づくりをめざし、現在実施している障がい者への生活支援事業の更なる拡充を図り、障がい福祉の一層の充実と推進を図る。

2. 児童福祉その他の福祉の増進

子供の遊び場の確保や親子で社会参加しやすい環境づくりの推進など、子供と子育て、家庭にやさしいまちづくりに努める。

核家族化の進展や女性の社会進出が進むなか、子育て支援の面からも保育に対するニーズはますます高まりが予想されるものの、新生児数は激減してきており、大幅な増加が見込まれる状況ではない。

しかしながら、職種や勤務形態の多様化により保育環境は常に新しいサービスの提供が欠かせないものと考えられる。

現在行われている一時保育や延長保育、乳児保育や障がい児保育等多様な保育事業を継続し

ていく必要があり、そのためにも保育士の確保は重要である。

仕事と子育ての両立が図られより安心して子育てができるために、新たに病児保育事業を開始するための施設整備を進めていく。今後は、休日祝日保育の実施に向けての取り組みも進めていかなければならない。

一方、これら事業の推進とともに子育てに困った時の相談や手助けをしてもらえるような子育てに関する総合的な支援員体制の整備など、地域のあらゆるニーズに対応した児童福祉の充実を図る必要がある。

放課後児童健全育成事業については、放課後児童支援員の確保や制度改正に伴う支援員研修への参加、現在行われている9小学校区での事業を引き続き推進するとともに、利用料金の軽減を含め、より利用しやすい支援のあり方を検討していく。

また、行政サービスの充実等、仕事をしながら安心して子供を生み育てられる社会づくりや、子供と子育てに配慮した住環境の整備やまちづくりを促進するほか、安心して医療サービスが受けられるよう乳幼児等への医療費の助成はもちろん、児童生徒への医療費の無料化にも取り組み、更に充実させ、子育て負担の軽減を推進していく必要がある。また、子供や子育てに関する意識啓発や相談・援助体制の充実と組織化を図る必要がある。

結婚支援については、結婚に対する関心を高めるための啓発事業や独身男女への出会いの場の提供、相談・マッチング支援を行う必要がある。縁結びネットワーク協議会を中心に独身男女の出会いの場の創出や意識改革セミナーの実施、支援員やボランティアによる結婚相談体制を強化し、結婚・出産・子育てに関した切れ目のない相談体制づくりを進める。

さらに、妊娠・出産支援についても、不妊に関する相談やセミナー等の開催や医療保険が適用されない特定不妊治療の一部助成等を行う。

生活習慣病を予防するため食生活や運動等の生活習慣の改善に重点を置いた健康づくりに努め、安心して暮らせる長寿社会と活力に満ちた明るい福祉の町づくりを推進する。

全ての障がい者施策を通じて、「完全参加と平等」を目標に「障がいのある人も家庭や地域で共に生活ができる（ノーマライゼーション理念の）社会づくりと、障がいのある人の自立に必要なサービスが提供できるシステムづくり」を進め、高齢者や障がい者に優しい町づくりを目指していく。

(3) 事業計画〔平成28年度～32年度〕

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4. 高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(1) 高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム施設整備事業 あいサンホーム空調設備改修	奥出雲町		
	(2) 介護老人保健施設	奥出雲介護老人保健施設大規模改修事業	奥出雲町		
	(3) 児童福祉施設 保育所	病児保育施設改修事業	奥出雲町		
	(8) 過疎地域自立促進特 別事業	I C T 利活用促進事業 テレビ電話システムを活用した高齢 者サポート事業	生活サポート事業	奥出雲町 社会福祉協議会	
		高齢者交通費助成、重度身体障がい者 等に対する外出・自立支援事業等、独 居高齢者向け冬季限定生活ホームの 運営	奥出雲町 奥出雲病院 奥出雲交通ほか		
		医療費等助成事業 児童生徒・乳幼児医療費の助成、不妊 治療費の一部を助成等	奥出雲町		
		健康づくり推進事業 健康づくり活動に対する助成等	各団体		
		子育て支援事業 経済的負担の軽減のため、町内で生ま れた子どもに対し、商品券の支給、学 童保育の利用料助成等	奥出雲町		
		結婚支援事業 縁結び活動支援事業	奥出雲町 各団体		

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

今日の高齢化社会を考える時、とりわけ過疎地域である本町にとって、総合的医療の確保は最重要課題となっている。

医療技術の高度化、高齢者層の増大、また、利用者の多様なニーズに対応しつつ、一定水準の医療を確保し、かつ継続的に提供していくことが必要である。

現在、町内の医療機関は、仁多地域に町立奥出雲病院と4カ所の開業医があり、奥出雲病院は診療科11科（内科・外科・整形外科・産婦人科・小児科・リハビリテーション科・眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・麻酔科）、病床158床（一般病床98床、療養病床60床）を設置し、常勤医師6名体制で診療を行っている。横田地域では、開業医5カ所と休診中の国保診療所が1カ所ある。

本町の課題として医師、看護師等の医療従事者の不足、開業医の高齢化、後継者不足など医療を取り巻く環境は厳しい状況にある。特に、医師の減少は、医師1人あたりの負担が増加するほか、患者の町外受診の増加につながることで、患者数の減少につながり、医師確保への悪影響や病院経営を悪化させている。

社会の高齢化や医師の高度化、専門化により、従来よりも医療資源が多く必要となり、多くの医療スタッフが必要となることから、医師確保が喫緊の課題である。

そのような状況の中、持続可能な医療提供体制を維持・確立するため、平成22年「奥出雲町地域医療確保推進協議会」が設立され、住民組織や関係機関、行政が連携を図りながら普及啓発や地域医療支援活動が展開されている。

奥出雲病院においては、電子カルテや画像システムの導入、電話での予約制の導入などサービスをメインに診療のサービス向上と効率化を図りながら医療体制を維持してきた。

また、病院施設器機、機能の充実とともに地域住民の健康を守るため、単なる診療のみならず健康増進から疾病予防、リハビリテーションにいたるいわゆる地域包括医療体制の確保と実践を図ってきた。

今後も地域住民の核となる病院としてあらゆる面から検討・実践が必要になってくることから、町立病院と開業医との連携をより一層密にし相互の情報交換、医療サービスの互助を推進し、町立病院にあっては地域の中核病院としての役割をより高めていくことが必要である。

医療に対する需要は、高齢化社会の進行に伴い増大・多様化する傾向にある。高齢者や障が

い者などに配慮した道路や歩道の整備、積雪時の交通確保、また通院バスの拡充など、安全で快適な通院手段の確保が求められる。平成 23 年度から「ドクターヘリ」の運航が開始され、本町における要請件数は県内でも高く、平成 26 年度には年間 41 件の利用があり、「現場救急」や「転院搬送」による救命率の向上や後遺症の軽減につながっている。

【表】医療施設の状況

[平成 27 年 4 月 1 日現在]

施設名	病 床 数			療養型			備 考
	総数	精神	伝染病	結核	医療	介護	
奥出雲町立奥出雲病院	98				24	36	
(一般開業医)	(仁多地域)・岩田医院(2日/週)・加藤医院・千原医院・岩田医院分院(1日/週) (横田地域)・永生クリニック・井上医院・石原医院分院・馬木診療所(2日/週) ・鳥上診療所(休止)・スサノクリニック(予約制)						
(歯科医)	(仁多地域)・太田歯科クリニック・奥出雲歯科 (横田地域)・米山歯科医院・高松歯科医院						

【表】医療従事者の状況(人数)

医師・歯科医師・薬剤師 [平成 26 年 12 月 31 日現在]

保健師・助産師・看護師・准看護師 [平成 27 年 3 月 31 日現在]

医 療 従事者数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看 護師	備考
	18 人	7 人	14 人	13 人	4 人	100 人	56 人	

【表】主要死因の状況

[平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日]

	悪 性 新生物	心疾患	脳血管 疾 患	肺炎及び 気管支炎	老 衰	不 慮 事 故	自死	その他	計
死亡者数	52 人	38 人	31 人	26 人	20 人	11 人	7 人	68 人	253 人
割合	20.6%	15.0%	12.3%	10.3%	7.9%	4.3%	2.8%	26.9%	100%
島根県 の割合	26.7%	14.5%	9.7%	8.5%	7.9%	3.7%	1.5%	27.5%	100%

(平成 26 年人口動態統計)

【表】特定健診 異常判定値該当者の割合

〔平成 25 年度特定健診結果〕

	高血圧	HbA1c	中性脂肪	HDL コレステロール	LDL コレステロール	腹囲
奥出雲町	70.0%	20.3%	11.9%	4.1%	31.9%	19.8%
雲南圏域	49.3%	24.0%	15.6%	3.8%	27.3%	24.9%
島根県	52.2%	22.4%	18.9%	5.5%	27.1%	30.3%

(島根県健康管理システム)

(2) その対策

これまで地域包括医療の確保、医療の質の向上、最新医療機器の購入等により、多様化、高度化する利用者のニーズに即応できる体制づくりを行ってきたが、地域の少子・高齢化、共稼ぎ世帯の増加により、正確で緻密なネットワークづくりが必要となってきた。

また、医療設備は年々技術の向上と研究の進歩により高度化する一方であるが、地域で必要とされる初期医療と最低限の医療の提供、また、情報の提供集積機能を充実し、今後、地域中核病院の機能と役割分担を明確にし、医療サービスの質を一層高めていく。今後もできる限りの医療機器の充実による医療の高度化に努める。

島根大学医学部及び近隣の公立病院との連携、情報の共有化を推進することにより、地域で求められる医療水準と医師をはじめとする医療スタッフの確保を図っていく。

医療従事者の確保対策としては、将来、当院の医療スタッフの一員として勤務を希望する奨学金貸与や病院祭の事業開催、インターネット求人広告等により、当院への関心を高めてもらい人材確保に繋げる。また、医師の処遇改善を図ることで勤務意欲の向上につながり、非常勤医師による健（検）診や宿日直等の救急外来対応など常勤医師にかかる負担の軽減に努める。

在宅医療の推進や病院の機能分担、広域連携ネットワーク化を求める国の動向を踏まえて、町においても平成 37 年を目途に、開業医の高齢化や後継者不足などに対応するため、病診連携も含めた医療提供体制を住民組織や関係機関等と連携を図りながら検討する必要がある。

ますます少子高齢化が進展する中で、生き生きと健やかな老後を過ごすためには、各種計画に基づき、乳幼児期から感染症予防や生活習慣病予防を目的に一貫した保健活動推進し、健康の維持増進、病気の早期発見と早期治療、そして重症化予防、介護予防活動を積極的に展開していかななくてはならない。

そのためには、住民自ら健康管理と意識の向上に努めるよう住民組織や医療機関、事業所、

教育機関など関係機関と連携を図りながら健康教室など健康づくり活動を推進し、特定健診やがん検診などの受診率の向上や保健指導の充実に努める。

特に脳卒中については、標準化死亡比（H20～H24）が島根県を100とした場合、男性127.8、女性146.6とどちらも県内1位であり、また健診の結果でも脳卒中の誘因となる高血圧者率が県平均より高い状況である。脳卒中は認知症や寝たきりの大きな要因になることから本町では脳ドックを実施し、疾病の早期発見を図っていく。

また、団塊の世代が75歳以上になる平成37年を目処に、高齢者の介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する。

3) 事業計画〔平成28年度～32年度〕

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5.医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	医療支援事業 救急医療対策、地域医療支援コーディネーター養成等	医師会	
		地域医療確保対策事業 医師確保対策等	奥出雲病院	
	(4)その他			
		医療機器整備事業等	奥出雲町	

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

1. 学校教育の振興

(1) 義務教育の振興

義務教育は、「豊かな心とたくましい体」を持つ人間を育成することが目的であり、生涯学習体系の中で基礎となる教育であり最も重要である。

2015年中央教育審議会答申では、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策が示され、地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性、学校が抱える課題の複雑化・困難化が指摘された。そこで「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂やチームとしての学校、教員の資質能力の向上等昨今の学校教育をめぐる改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。

こうした状況の中で、本町の学校教育においては、知識・道徳・体力のバランスのとれた教育をめざし、児童・生徒一人ひとりが主体的に対応できる自ら学ぶ力の育成と、その基盤となる基礎的、基本的な学習の充実に加え、思考能力と判断力、表現力等の伸長を重視した教育を進めている。

また、本町において小中学校は各地区・地域の中心的存在であり、地域の教育文化振興・交流の要としての役割を果たし、制度等に頼ることなく国・県に先んじて学校と地域との連携が図られている。その中で、これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互の連携・協働していく必要性はさらに高まっていくと考えられる。

そして少子化の中にあっても、時代の変化に対応した新しい教育や学校が抱える喫緊の課題、増加する教育課題に的確に対応する教職員等の配置と指導体制の充実が図られる必要がある。

また、次世代を担う児童・生徒が、地域の歴史や文化を正しく理解し、郷土への愛着と誇りを持ち、積極的に地域社会へ参画できるよう、さらに地域の発展振興を促すよう郷土教育の充実と再構築が必要である。

小学校の校舎については、年次的に耐震化にともなう改築整備を推進しているため、教育環境は向上しつつある。今後は、耐震化していない未整備校舎の改築整備を順次行っていく必要がある。少子化に対応した計画の変更なども考えられるので、既存の建物を柔軟に活用してい

きたい。

中学校の校舎については、耐震対策と老朽施設の大規模改造は終えたものの、今後、クラス数の減が見込まれるため、望ましい教育環境についての検討が必要である。

教育機器設備については、小・中学校の各教科等の指導において、児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用する学習活動を充実させなければならない。また、視聴覚教材や教育機器など適切な活用を図り、その整備と人材の育成を図る必要がある。

【表】園児・園舎面積（遊戯室を含む）等の状況

(H27. 5. 1)

区 分	幼 児 園								
	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木
学級数	4	6	3	4	3	3	6	1	4
園児数	35	96	24	53	15	13	79	50	39
保育士数	8	20	6	12	4	4	21	10	9
園舎面積㎡	469.46	1,482.2	419.0	533.69	440.32	497.1	1,036.6	479.0	954.5

【表】児童・生徒、校舎面積（屋内運動場を含む）等の状況

(H27. 5. 1)

区 分	小 学 校											中学校	
	布勢	三成	高尾	亀嵩	高田	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	仁多	横田
学級数	6	8	3	6	3	9	3	5	9	4	7	8	8
園児・児童・生徒数	53	90	10	38	9	65	24	44	121	46	62	177	167
教員数	9	13	4	9	6	13	6	8	14	8	10	19	18
校舎面積㎡	2,552	2,957	1,469	2,547	2,093	2,885	2,158	2,925	3,907	3,421	2,854	6,086	6,956

※平成28年度、高田小学校は亀嵩小学校に統合予定

(2) 幼児教育

男女共同参画社会の到来とともに、子育て支援への関心が高まり、幼児教育に対する考え方も変化してきている。本町においては、全町幼児園化の方針のもと、平成21年度に馬木幼稚園と馬木保育所を統合した馬木幼児園を開園した。その後、平成27年度の三成・三沢幼児園の開園を以って9幼児園が開園なり、全町幼児園化が完了した。各園においては、0歳児から就学前までの保育活動を中心にしながら、地域や小学校と連携しながら幼児教育や子育て支援の充実

を図っている。

また、行政も研修会の開催や児童の巡回相談、「幼児教育推進協議会」による保育・教育内容への提言、健康な身体を育む食育活動等、関係機関が連携して子どもたちの育ちを支援しているところである。しかし、全国的に問題となっている保育士不足の状況が本町でも見られ幼稚園を取り巻く環境は厳しい状況にある。今後も関係機関が連携して子供たちの育ちを支援していく必要がある。

子どもたちは、無限の可能性を持っている。特に、乳幼児期は、人格形成の基礎づくりの大切な時期である。集団生活の中で遊びを通して、情操や創造性の育成とともに言語感覚や人間関係の理解と実践力を養うことが大切である。

今後も総合的に教育環境の整備を図り、家庭との連携を密にし地域社会の温かい見守りの中、幼児の興味や欲求を生かし、自発的・自主的活動が展開されるよう発達段階に即応した指導の工夫が大切である。

(3) 高等学校教育等

高等学校、専修学校は、個人が能力や適正に即した知識・専門技術を修得するための重要な教育機関である。

少子化により年々中学校の生徒数は減少しているが、高校は社会人としての基礎的素養を得るうえから大きな役割を果たしており、生徒が快適に学べる教育施設の整備や教育内容の充実、更には1学年3クラス維持のための生徒数確保が課題となっている。

このため、生徒の個々の能力を伸ばし、時代に対応した知識・技能が修得できる教育内容の充実や施設改築の要請を検討するとともに、学力向上のための新たな教育プログラム導入への支援、学科の再編成や特色ある学科の開設についても要望を検討していく必要がある。

また、専修学校については、乱立する専門学校の中から選ばれるための差別化、入学生の確保及び卒業生の町内定着への取り組みの必要がある。

さらに、経済的に就学困難な生徒や家庭への就学援助を行うことが必要である。

2. 生涯学習の推進

人生80年時代を迎え、すべての人々が生涯を通じて主体的に学習し、自己実現を図りながら充実した人生が送れるような生涯学習社会の実現が期待されている。

また、新しい知識や技術を修得したいという欲求も高まっており、自由に学習機会を選択し

て学ぶことができる生涯学習社会を実現することが課題となっている。

このため、町民のニーズや時代に即応した学習機会の拡充に努めるほか、生涯学習施設や図書館などの整備や活用、学校施設の開放などに努める必要がある。今後は、これらの社会教育事業や関連施策を中心に、他の様々な領域で行われている教育・学習活動や文化・スポーツ・交流活動等も含め、すべての活動を生涯学習の視点から総合的にとらえ、町民一人ひとりが自発的な意志に基づき、自己に適した手段・方法により学習活動が行える環境づくりが求められている。

今後、教育分野はもとより関連する部門や機関等との連携のもと、総合的な生涯学習推進体制の確立や拠点施設の整備を図って生涯学習社会の基盤整備を進めるとともに、町民の学習ニーズの的確な把握に努めながら、文化財の保護活用を含め多彩な学習プログラムの整備や情報の提供に努めることが必要である。

近年、海外者との交流も増加しているが、一部団体、個人等に限られ、消極的なところが多いため、更に交流の場の提供が望まれる。

3. 体育・スポーツの振興

スポーツは、健康の増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、町民相互の連帯意識を高め、豊かな人間性を培うものとして、その重要性が増している。

近年、自由時間の増大や健康・体力づくり意識の高まりを背景に、町民のスポーツニーズはますます増大・多様化してきており、活動の場の充実や参加機会の拡充をはじめ、一人ひとりが生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツライフを送ることができる条件づくりが一層求められている。

社会体育施設は、年々整備が進められ、その水準は一段と向上した。横田高等学校と三成公園に整備された人工芝ホッケー場は全国に数少ない施設であり、各種大会の開催により地域間交流が盛んになり町の活性化に寄与している。数少ないがゆえに利用率も高く、特に三成公園人工芝ホッケー場については、当初の計画より、老朽化が早く、選手の安全性のためにも早急な改修が必要となっている。また、ホッケー競技は平成16年のオリンピックで日本中に紹介され話題となったところであり、平成17年には男子「セルリオ島根」が日本リーグに加盟した。

また、平成20年のオリンピックでは日本代表選手に本町出身選手が活躍、横田高等学校の活躍など、ホッケー町として知名度がさらに高まったと同時に子供たちへの影響も大きいところである。

今後は、2020年東京オリンピック出場チームの合宿誘致も視野に、交流活動や合宿利用も考慮した施設の拡充が望まれる。その他、仁多地域では、三成公園全天候陸上競技場、人工芝テニス場、また、横田地域では、横田公園人工芝テニス場、グラウンドゴルフ場が整備されたところであり、これらの施設を利活用した軽スポーツの普及と推進が課題である。

今後は、新たなスポーツ活動の拠点となる施設の整備及び活動の場の拡充を進めるとともに、年齢に応じた魅力あるスポーツの普及や大会の充実、スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、さらにはスポーツ情報の提供に努め、生涯スポーツのまちづくりを推進する必要がある。

最近では、選手養成を目指した競技スポーツはもとより、レクリエーション的な要素をもつ様々な軽スポーツが本町でも普及している。

こうした軽スポーツを普及、推進し、スポーツ・レクリエーション活動がライフスタイルとして定着するようできるだけ多くの機会を提供する必要がある。スポーツを生活の中に取り入れて健康を維持増進することのできるよう、地域のスポーツ指導者の養成・確保に努める必要がある。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動の場となる社会体育施設の耐震化整備と効率的な運用を図るとともに、スポーツ活動の場とし、学校体育施設の開放を積極的に促進する必要がある。

(2) その対策

1. 学校教育の振興

(1) 義務教育の振興

学校教育は、知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力をつけていくものである。ふるさとを愛し自立した精神を持ち、心身ともにたくましい子どもを育てることを目指すものである。

特に、児童・生徒の教育に直接携わる教職員の資質向上に負うところは、極めて大きいものがあり、各種の研修への参加を積極的に進めていきたい。同時に、開かれた学校のもと、地域の人材も加え地域と一体となった生涯学習の一環として、さらに力強く進めていきたい。

また、増加する教育課題に対応した適切な人的配置を行い、学校運営・学校教育に資するよう配慮していく。

学校施設については、児童・生徒が生き生きとした学校生活を過ごせるよう、ゆとりと潤いのある教育環境、児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、創造性豊かで多様な教育方法に対応できるよう安心・安全な施設整備を進めるものとする。

老朽化した小・中学校校舎・屋内運動場については、耐震・大規模改造が必要なものについて、順次改造あるいは新築を行う。

小学校の水泳プール施設については、児童の泳力・体力の向上のため、老朽化が進んだ施設の統廃合を含めた、改修計画を検討する。

また、家庭学習支援を情報活用能力の育成を図るために導入された教育用コンピュータの積極的活用が図られるよう、教員の研修を行うとともに教育機器・備品の充実等教育環境の整備を図る。

(2) 幼児教育

少子・高齢化の時代を迎え、自治体としては、それぞれ適切な対応が望まれるところである。人間は成長する過程において、解決すべき発達課題がある。特に幼児期は、人格形成の基盤づくりの時期であり、十分な配慮のもと意図的、計画的に取り組むことが大切となる。

各地区にある幼児園を幼児教育の拠点として、保護者はもとより地域住民や小学校等地域一体となった幼児教育を実践・展開していく必要がある。そのために保育士確保や地域ボランティアなどの人的整備等、幼児教育充実にに向けた整備が必要である。

(3) 高等学校教育等

生徒の個々の能力を伸ばすため、学習能力の向上を目指したきめ細かな指導体制や経済的に就学困難な生徒や家庭への就学援助を推進する。

横田高校においては、「横田高校魅力化活性化事業」を推進するとともに、地域との連携・交流事業をより積極的に実施をしていく。また、学力向上に向けたインターネット等を活用した新たな教育プログラムの導入のほか、入学者数確保に向けた町内外への効果的な情報発信を推進する。

島根リハビリテーション学院については、奨学金制度等の支援、奥出雲町が第2のふるさととなるような、交流活動を推進するとともに、「実績的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の創設に向けた検討を進める。島根デザイン専門学校については、専門機材やノウハウ等を活かし、町内事業所との連携により実践的な新たな魅力づくりの取組を支援する。

2. 生涯学習の推進

生涯学習施設については、島根県東部社会教育研修センターやその他の機関との広域学習圏の定着、ネットワーク化を図り、生涯学習に関する総合的な情報の提供を図るとともに町民セ

ンターや公民館等の社会教育施設の耐震と地域自治中核機能への充実整備をはじめ、学校やコミュニティ施設等の活用と、誰でも気軽に利用できる機能性の高い図書館の整備を図ることで、身近な学習の場の確保に努め、生涯学習社会に対応できる新たな拠点の整備を進める。

学習プログラムについては、各世代における学習課題やニーズの的確な把握に努め、多彩で特色のある内容の整備を図る。また、町民が必要とする学習関連情報の適切な提供に努める。

生涯学習の推進に必要な人材については、社会教育主事や司書などの専門職員の養成・確保に努めるとともに、様々な分野の専門的知識を持つ指導者やボランティアを発掘・養成、支援を図り「地域づくり」、「人づくり」につなげていく。

社会教育関係団体や国際交流を推進する団体や個人など、自主的な学習サークルに対しては、その育成及び活動の支援に努め、活動の活発化を促進する。

公民館においては、地域資源を活用した社会教育を推進し、生きがいつくり、自己研鑽、世代間交流の促進を図るとともに、地域の指導的立場の人材育成や学習環境の整備を進める。

また、同和問題をはじめ、子どもや高齢者の人権問題、女性に対する差別、障がい者や外国人に対する差別問題等、差別意識解消に向けた教育及び啓発を積極的に推進し、人権が尊重される社会の実現に努め、あらゆる学習の場や機会を通して町民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、一人一人の人権が真に尊重される社会の実現を目指した人権教育を推進する。

3. 体育・スポーツの振興

高齢化の進行や自由時間の増大、また様々な軽スポーツの普及とともに、町民の健康、体力づくりへの関心は高まり、スポーツを生活の中に取り入れて健康を維持推進するものと予想される。健康な社会生活を送るために、各種スポーツ技術の習得、その普及・発展を図るためスポーツ指導員の充実を図るとともに、用具、施設の整備に努める。

また、ホッケーを一層振興し、ホッケー競技を通じた町づくりを図る。

(3) 事業計画〔平成28年度～32年度〕

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6.教育の振興	(1)学校関連施設 校舎	三成小学校大規模改造事業	奥出雲町	
		八川小学校大規模改造事業(普通教室棟)	奥出雲町	
	その他	馬木小学校水泳プール耐震補強大規模改修事業	奥出雲町	
		横田小学校水泳プール改築工事	奥出雲町	
		教員用・教育用パソコン更新	奥出雲町	
		学校給食施設整備事業	奥出雲町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	亀嵩基幹集落センター改修事業	奥出雲町	
		阿井公民館耐震改修事業	奥出雲町	
	(4)過疎地域自立促進特別事業	給食費助成事業 多子世帯における給食費無料化	奥出雲町	
		ホッケー競技振興事業 ホッケー競技強化振興	奥出雲町 小中学校ほか	
		専修学校等支援事業 専修学校学生への通学費助成、奨学金制度の導入	奥出雲町	
		過疎地域教育振興事業 部活動強化費・遠征費の補助及び報償金、家庭学習支援塾事業、小中学校教育振興、高校総体事業等	奥出雲町	

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

1. 芸術文化の振興

生活水準の向上や自由時間の増大など社会的・経済的諸条件の変化に伴い、物質的な豊かさから心の豊かさや生きがいを求める志向が高まり、芸術文化活動への取り組みは年々盛んになっている。

本町では、町文化協会を中心に、各公民館を拠点としたグループの文化活動等が行われている。

行政も、町民体育館、コミュニティセンター、カルチャープラザなどを利用した演劇・映画・コンサート・展覧会など、芸術鑑賞の機会の提供に努めてはいるが、その機会・回数は限られている状況である。子ども・高齢者にとっては、鑑賞機会が町内に限られる傾向にあり、できるだけ多くの機会を提供する必要がある。町民の主体的な文化活動を促進し、地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造や振興を図るほか、様々な活動を通して、人々の交流を促進し、まちの活性化を図ることが必要である。

2. 伝統文化の振興

各地域がそれぞれの個性を持ち、それを子孫に伝えるのは、住民の誇りの根源であり、地域文化の発展や新たな創造は重要なことである。

特に、地域特有の伝統文化、生活文化の振興は、高齢者の積極的参加を促し、子供達の郷土愛と生きがい、自信、誇りの創出につながるという意味で積極的に推進することが大切である。

本町は、神話とたたらの里として知られ、歴史的文化遺産、神話、伝承、伝統芸能等数多くの個性的な文化財とともに、たたら製鉄、そろばん、木工芸、鍛冶などの伝統的な工芸技術が伝えられている。たたら製鉄に由来する文化的景観を含む文化財の保存と多面的活用も必要である。

一方、古くから地域の祭り等で行われてきた、郷土芸能や伝統的な行事及び伝統工芸技術が、少子化の進行と若年層の人口流出が続き、多くの地域において過疎化、高齢化が進行するとともに、伝承者の高齢化などにより、失われようとしており、地域が一体となって保存・伝承していく必要がある。

平成3年には、地域の活性化のため「仁多乃炎太鼓」が創設され、町内外に強くアピールで

きる和太鼓として振興支援しているほか、平成19年には「奥出雲神代神楽」が設立され地域の活性化に寄与している。

また、刀剣に使用される玉鋼、雲州算盤をはじめとする木工芸など伝統ある良質な素材と地域資源の魅力を高めてくれる人の資源を生かし、人材の継続的な発掘、育成、また、既存の人材データやシステムのネットワーク形成を進めていく必要がある。

地域が独自の地域資源を再発見し、巧みに活用して産業化したり、地域の個性・魅力として育てて活性化につなげていくためには、意欲的な人材の存在が不可欠であり、確保・育成が必要である。

そのため、性別や年齢層を問わず広く地域で人材が活躍できる場をつくり、様々な経験が得られるよう、行政や地域社会の運営に当って適切な配慮が必要である。

(2) その対策

1. 芸術文化の振興

ゆとりや生活の豊かさの実感が求められ、多様な文化の鑑賞や参加へのニーズが高まり、生涯を通じてライフステージに応じた文化に親しみ、少しでも多くの文化、芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、住民が自主的に文化、芸術活動にかかわる機会が得られるよう、町文化協会をはじめとする各種グループ活動を育成、支援していくものとする。

2. 伝統文化の振興

郷土芸能や伝統文化については、地域固有の文化として後世に引き継ぎ、新たな郷土芸能の振興についても地域活性化のため支援を行う。

価値観の多様化や地域社会の連帯意識の希薄化により、地域社会の活力が低下しつつある中、住民相互の連帯を図り、それぞれの立場を尊重し温かなふれあいのある地域社会を築くことで、後継者の育成を図るとともに、PTA、子ども会、老人会、手をつなぐ女性の会、公民館等が連携しながら保存・伝承活動に努める。

また、伝統工芸についても、「見る」だけでなく実際に「体験する」「参加する」ことのできる工房、工芸施設を利用し、陶芸・金工・木工など町民の芸術・文化活動の推進を図るとともに、和鉄（玉鋼）、そろばん等を素材とする新たな製品の創造により、地域経済につながる取組みを推進する。

本町の持つ魅力的な自然資源、史跡、伝統文化・芸能を生かし、都市住民との交流の場をつくり、都会への情報発信を図っていく。

(3) 事業計画〔平成28年度～32年度〕

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7.地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	古民家改修整備事業	奥出雲町	
	(2)過疎地域自立促進特別事業	郷土教育振興事業 地域の独自性・特色を生かした教育振興	奥出雲町	
		文化活動支援事業 文化祭、各団体への助成等	奥出雲町	
		鉄の道文化圏推進事業	奥出雲町	
		たたら景観の維持・活用事業 奥出雲遺産認定事業、たたら関係調査事業	奥出雲町	

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、地域社会の基本単位であり、日常生活や生産活動、コミュニティ活動を営む上で重要な機能を有している。

本町のような、過疎地域においては、農村部の人口の減少が目立ち、ことに近年、少子・高齢化が更に進み、農業人口の減少、若者の地域離れがおきている現状であり、年齢層のバランスの崩れにより、農家の若者の結婚機会の減少、消防団員の不足等、集落が持つ公益的機能が低下しつつある。

一部自治会においては、統廃合を含め組織の見直しが必要となっている。更には、生活価値観の変化や多様化により、人と人とのふれあいや地域が持っていた連帯感が薄れてきているのが実態である。このような現状の中、若者に魅力ある産業の振興導入を行い、意欲を持って働くことができる住環境の整備をすることが急務である。

(2) その対策

各集落の生活環境向上等に向けた施策を引き続き実施するほか、施設等の必要な再編整備の検討を行い効果的、効率的な集落整備を図るとともに、都市計画事業の推進と行政区域の変更等を実施する。

また、低下しつつある集落の公益的機能の維持のために、自治会役員や町の各種委員への女性や若者の登用など地域・集落活動を積極的に支援する。

また、地域課題が複雑多様化する中で、住民と行政をつなぐ、新たな視点からの対策を提案できる「中間支援組織」の設立やまちづくり活動を推進する地域リーダーの育成を支援し、未来を担うひとづくりを実施する。

今後、交流人口の増加による地域の活性化に努め、多様な移住・定住希望者の受入れに向け、移住後の暮らしを支える支援体制を整える必要がある。

奥出雲町の暮らしや魅力を体験するプログラムの実施、UIターン促進に向けた各種の移住定住につながる取組みのほか、短期の移住体験やに地域居住の促進、定住サイト等による効果的な情報発信を行う。

また、UIターン者同士が意見交換できる交流事業を支援するとともに、町内各団体と連携し、移住後を含めた支援体制の整備を検討する。

(3) 事業計画 [平成 28 年度～32 年度]

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8.集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業			
		定住推進事業 定住対策奨励金事業 ふるさと留学奨励金事業 定住対策強化事業等	奥出雲町	
		ふるさとづくり交付金事業 地域活動交付金	各地区協議会	
	(3)その他			
		空き家活用住宅整備事業	奥出雲町	
		定住促進空き家活用事業	奥出雲町	

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

現在、国、地方を問わず行財政改革が緊急の課題となっており、行政のスリム化や構造改革が進められている。また、国税地方税を通じた税制の見直しや、地方交付税制度の改正、公務員制度の抜本的な見直しが検討されるなど、地方自治を取り巻く従来の構造が大きく変化してきている。

これと同時に平成12年度に施行されたいわゆる地方分権一括法により、国と地方自治体は対等の立場で互いに協力して行政を執行する時代となった。この結果、地方自治体はこれまで以上に自らの判断と責任が問われることとなった。

この自己決定、自己責任によるまちづくりのキーワードとなるのが行政と住民のパートナーシップ「協働」である。地域住民が、これまでの行政や議会に一任してきた自治ではなく、様々な計画づくりや事業の執行過程において参加することが重要であり、行政と住民が共通理解のもとに協力して行政を進める必要がある。

町民との協働のしくみを今後の行政運営に取り入れ、活力のある自立したまちづくりを推進するため、具体的な取り組みの検討を進めるとともに、町民の自主的活動への支援を強化することにより行政と町民との協働システムの構築を図る。

(2) その対策

1. コミュニティ

町民が生きる喜びを持って住むことができる地域を形成していくためには、社会経済基盤の充実を図ることはもちろんのこと、活力ある地域社会の形成が必要である。活力ある地域社会（コミュニティ）は、まちづくりの原点である。しかし、近年は就業形態の多様化、ライフスタイルの変化などにより、地域社会の連帯意識が薄れてきている傾向にあり、地域活動に様々な影響を与えている。活力ある地域社会を形成するためには、構成員の意識改革によるところが大きい。地域活動の母体をなす自治会組織等の充実強化を図るため、側面的な支援も必要である。

各地域には、既に自治会の組織化がなされており、地域特性を生かし創意工夫を凝らしながら種々の自主的活動を展開してきている。しかし、自治会によっては自治公民館の管理運営的内容にとどまっているところもあり、組織の充実と合わせリーダーの育成が課題となっている。

また、自治公民館等の活動拠点は、ほぼ自治会単位に設置されているが、構成員の高齢化、少子化などの影響により、従来どおりの活動が難しくなっており、世代を超えた活動あるいは自治会の連携による活動など、さらに創意と工夫を凝らした活動をする必要がある。

このため、コミュニティ活動を担う人材を育てる必要があり、今後においても町民の連帯意識や自主活動が育ちやすいような側面的支援を積極的に展開し、公民館単位（9地区）で若者や女性を登用した自治組織「小さな拠点」を住民が運営するための支援をする必要がある。

国際交流については、国際交流協会を中心に増加する在住外国人の生活サポートや国際理解の向上、そろばんを活用した国際協力活動を進める。

2. 開かれた町政

住民参加を推進するため、町政座談会の開催をはじめ、町民の声をより町政に反映するための仕組みづくりを進める。また、行政施策の実施及び評価の過程での町民参加の機会確保のため、より積極的な情報の公開や出前講座の実施などに取り組む。また、公的サービスの担い手として、NPO（民間非営利組織）活動やボランティア活動等を促進する。

3. 男女共同参画社会の推進

今日、女性の職場や社会への進出は着実に広がっており、年々その傾向は顕著なものになっている。

平成11年に、男女共同参画社会基本法の制定、平成27年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されるなど、制度面ではかなり整備が進んでいるものの、過去の歴史的経緯や風土により、女性の能力や適性が正当に評価され、生かされているとは言い難い面も多いのが現状である。

このため、平成28年3月には「第2次奥出雲町男女共同参画計画」を策定して、その推進に努めている。引き続き、男女が個性と能力を十分に発揮し、社会や家庭の対等な構成員として、行政をはじめとするあらゆる分野に参画できるよう、積極的に施策を推進する必要がある。

また、少子高齢化が進展する中、公共団体を補完するボランティア活動等の活性化や地域コミュニティ活動の充実が今後の課題である。

(3) 事業計画〔平成28年度～32年度〕

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
9.その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)その他	コミュニティ施設整備事業 集会所建設事業	奥出雲町		
		国土調査事業 山林地籍調査	奥出雲町		
		庁舎建設事業	奥出雲町		
	(2)過疎地域自立促進特別事業				
		地域づくり支援事業 住民提案型地域づくり事業 古民家再生プロジェクト	各団体		
		ふるさとカレンダー作成事業 ふるさとカレンダー作成	奥出雲町		

1 1. 事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業概要	事業主体	備考
1.産業の振興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	開発農地振興事業	開発農地を有効活用するため土づくりや作物栽培に係る指導、助成や作物販売促進を図る。	奥出雲町 企業ほか	
		農業振興事業	仁多米や地酒などの奥出雲ブランド製品のPR活動やイベント等を通じて地域ブランドの確立を図る。	奥出雲仁多米 奥出雲椎茸 奥出雲酒造ほか	
		特産振興事業	有機エゴマの栽培拡大支援を図る。	奥出雲町	
		仁多米振興事業	奥出雲仁多米のブランド化を一層図るとともに、安心・安全な美味しいお米を消費者に届けられるよう積極的な事業展開を図る。	奥出雲町	
		畜産振興事業	優良基礎雌牛確保により町内肉用牛増殖基盤の確立を図る。	奥出雲町	
		林業振興事業	林業従事者の育成・確保を図り、林業振興と雇用創出を推進する。	奥出雲町 仁多郡森林組合	
		特用林産振興事業	きのこと関連技術の開発や、きのこと類の奥出雲ブランド製品のPR等を推進する。	奥出雲町 第3セクターほか	
		商工観光振興事業	観光協会や商工会が行う観光振興活動やイベントへの助成により、地域活性化を図る。また、奥出雲ブランド商品の情報発信や地域資源を活用した観光事業について地元企業やWEBサイトなど、幅広い視点から誘客対策を推進する。斐伊川サミット共同事業により、トロッコ列車を活用した観光や、ふるさとフェアなどのイベントを広域で開催し観光客の増加を図る。	奥出雲町 商工会 観光協会ほか	
		地域産業競争力強化事業	仁多米、仁多牛など地域の特産品の品質向上・販売体制を強化し、産地ブランド力の向上を図るとともに、6次産業化や農商工連携を推進する。また、たたらや算盤など伝統産業を活かした新たな製品・サービスづくりや国内有数の生産規模	奥出雲町	

			を誇るエゴマを中心に「ヘルスケア産業」への参入に向けた取組みを推進する。		
		企業誘致促進事業	地域資源を活かした産業の誘致や地場産業の育成強化を図るとともに、情報通信環境の優位性を活かしたIT企業等の誘致を促進する。	奥出雲町	
		人と仕事のマッチング支援事業	求人情報の収集と情報発信の強化を図るとともに、就労者のニーズにきめ細かく対応できる体制づくりを推進する。	奥出雲町	
		起業・創業促進事業	地域リーダーの育成や新たな産業創出を行う。	奥出雲町	
		温暖化防止対策事業	住宅への太陽光発電施設や木質暖房器具等整備に対し報償金を支給し、新エネルギー導入を促進する。	奥出雲町	
		資源有効活用事業	木質資源の多用途な供給方法等について検討するほか、バイオマス資源利活用のための研究・開発等を補助し、循環型社会形成推進と温暖化防止を図る。	奥出雲町	
		産業人材育成・担い手確保支援事業	医療・介護職や若者を中心とした雇用促進、産業人材育成のための資格取得の助成等を行う。	奥出雲町	
2.交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進及び地域間交流の促進	(11)過疎地域自立促進特別事業	ふれあい交流推進事業	ふれあい交流館「一味同心塾」を軸として食文化の交流のほか、出身者等の活用による交流促進を図る。	奥出雲町	
		尾原ダム地域づくり推進事業	尾原ダム周辺地域における住民主体の交流事業や地域づくり活動を推進し、地域間交流人口の拡大を図る。	奥出雲町 NPO法人等	
3.生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	過疎地域防災力強化事業	災害発生時に必要な災害対策用備蓄資機材の整備等のほか、自主防災組織の立ち上げに係る経費を助成する。	奥出雲町	
		消防力向上事業	地域防災の要である消防団の被服や装備品を整備し処遇改善を図るほか、消防大会開催経費を助成し、意識の高揚を図る。	奥出雲町	

4.高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域自立促進特別事業	ICT 利活用促進事業	テレビ電話システムを活用し、安否確認や相談業務、買物支援・健康管理など高齢者の生活をサポートする	奥出雲町 社会福祉協議会	
		生活サポート事業	自らの交通手段を持たない高齢者世帯等の交通費助成や外出することが困難な高齢者や重度身体障がい者等に対する外出支援・障がい者の通院医療費の助成や通所に要する費用の助成など障がい者自立支援事業等を行う。病院への通院等については専用車両を所有している奥出雲病院などに委託し支援を行う。	奥出雲町 奥出雲病院 奥出雲交通ほか	
		医療費等助成事業	乳幼児、児童・生徒等の医療費を助成、又は無料化を図るほか、予防接種や脳ドック、不妊治療に係る経費等を一部助成し、経済的負担の軽減を図る。	奥出雲町	
		健康づくり推進事業	健康づくり教室、各種検診事業、食育活動などを通して、町民の健康づくりを推進する。	奥出雲町	
		子育て支援事業	町内で生まれた子どもに対し10万円の商品券を支給するほか、学童保育の利用料助成等により、子育てに係る経済的負担を軽減する。	奥出雲町	
		結婚支援事業	結婚に対する関心を高めるための啓発、独身男女への出会いの場の提供、相談・マッチング支援体制を強化し、未婚晩婚化対策を図る。	奥出雲町 各団体	
5.医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	医療支援事業	旧祝日診療在宅当番や二次救急医療の充実や地域医療支援コーディネーターを養成し地域医療の充実を図る。	医師会	
		地域医療確保対策事業	医師確保対策や病院のPR活動などにより地域の医療を確保する。	奥出雲病院	
		医療機器整備事業	医療機器等を整備し、応急医療や救急医療体制を確保する。	奥出雲町	

6.教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	給食費助成事業	多子世帯において児童給食費の無料化を図る。	奥出雲町	
		ホッケー競技振興事業	様々な全国の大会で活躍しているホッケー競技の強化振興を図る。	奥出雲町 小中学校ほか	
		専修学校等支援事業	専修学校等の学生に対し、通学費を助成するほか、各種奨学金制度を設け、人材育成と教育振興を図る。	奥出雲町	
		過疎地域教育振興事業	部活動遠征費、大会派遣費助成や出場報償金を支給することによるスポーツ教育振興、小中学校の教育振興を図る。また、学習支援塾事業により学習面でのサポートを行うとともに、高校総体開催の支援を行う。	奥出雲町	
7.地域文化の振興等	(2)過疎地域自立促進特別事業	郷土教育振興事業	それぞれの学校や幼稚園が存在する地域の独自性や特色を生かした教育を進める。	奥出雲町	
		文化活動支援事業	神楽やたたら学習を進め地域の文化を守る。また、地域の芸術文化活動を推進する。	奥出雲町	
		鉄の道文化圏推進事業	鉄の道文化圏推進協議会における事業開催経費等を助成し、たたら製鉄などの地域文化の保存と振興を図る。	奥出雲町	
8.集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	定住推進事業	若者等の定住を促進するための助成を行うとともに、町外から町内の学校へ転入学を希望する生徒と受入れ、少子化、定住対策につなげる。	奥出雲町	
		ふるさとづくり交付金事業	地域の独自の活動を支援し地域の活性化を図るため、助成を行う。	各地区協議会	
9.その他地域の自立促進に関し必要な事項	(2)過疎地域自立促進特別事業	地域づくり支援事業	町民自ら企画、実施する公益性のある町づくり事業に対し交付金を交付する。また、町内の古民家を再生し、地域づくりの拠点を整備する。	各団体	
		ふるさとカレンダー作成事業	町内の様子を写真で町内外にPRするため、ふるさとカレンダーを作成し広く配布する。	奥出雲町	